

で二三人の方にお出ましを願つておるのではありませんが、御希望の方はお申込みを願いたいと思います。吉川さんおいで頂きますようか。

○吉川末次郎君 委員長から御説明がありました。私多少個人的にその団体とも関係がありますから御説明いたしますが、一種の学界的なものでありまして、東京市政調査会が中心になつておるのであります。都市問題の研究の学会であります。それで都市、殊にまあ大府政力のある大都市が交代で主催者になりまして、そうしてその学会を年一回くらい開いておるのであります。絶えず両院の地方行政委員会に出席してくれという事で招待が参るのであります。委員長がお話になりましたように、慣例的にこの委員会からは出席者がいつも三名くらい出てるようなわけでありまして、そういうような内容でありますから、やはり引続いてこの委員会を代表してどなたかがお出になるということがふさわしいことじやないかと思ひます。

○西郷吉之助君 場所はどこですか。○委員長(岡本愛祐君) 名古屋であります。それで大体御希望の方、それから各地の視察においでにならないう方を優先して考えまして、決めるというふうにしたいと思ひます。御了承願ひます。

それでは地方税法の審議に入ります。今日は附加価値税を御審議いたします。第二章第一節、政府委員の説明を求めます。

○中田吉雄君 その前にちよつと質問をお許し願ひたいと思ひます。国務大臣はおいでになりませんか。

○委員長(岡本愛祐君) もう直き参ります。

ます。閣議に出ておりますから……。○中田吉雄君 実は地方税法を審議しますには、いろ／＼なやり前提條件があると思ひますが、最近我々に配付された全国地方自治協議会連合会の方から、明年度は災害復旧費の全額国庫負担は打切る、こういうことが閣議で決定されたということを言つておりますが、この真相について一つ次官の方からでもお話願ひたい。

○政府委員(小野哲君) お答え申上げます。地方災害復旧費の全額国庫負担に關しましては、先の国会で、二十五年度に關してこの措置をするという特例の法律案が成立いたしました。目下施行されておるわけでありまして、今御指摘になりました二十六年度の予算編成方針を御審議するに當りまして、この問題が取上げられておることは事実であります。併しながらかこの全額国庫負担制度は、二十五年度の予算編成をいたすに當りまして、その趣旨の下に編成をされておるもので、又地方財政の運営から考えましても、その建前之下に目下具体的に取扱われておる状態でございますので、これを廃止する場合におきましては、種々考慮しなければならぬ問題が起つて来ることは御了承願ひます。その趣旨の通りであります。つきましては政府といたしまして、慎重にこの問題を検討する必要があるという意味合いにおきまして、又シャウブ税制報告書を尊重して、この制度をとつておる建前から申しまして、近くシャウブ博士の来朝する機会もございまして、この間の意見を十分に聞いた上で最終の決定をいたしたい。かように考えておるわけでございますので、目下のところは予算編成

方針の一つの問題として取上げられておる未だ最終決定にまでは至つておらないこの点につきましては、地方自治庁におきまして、又地方財政委員会におきまして、相当重大な関心を持つておる点でありますので、政府機関相互間において十分に協議をいたしまして善処いたすようにいたしたい、かような考えを持つておる次第であります。

○中田吉雄君 昭和二十五年に於ける災害復旧事業費国庫負担の特例に關する法律の第二條によりまして、本年度限りということも私も承知して居るのですが、只今次官からも申されまして、本年度に於いては一千億の地方の予算が削減される。併し災害復旧費を二百億国庫負担に切替えるから八百億でいい、そしてこれは当然全額国庫負担にすべきであるということを見定してあるわけでありまして、この法によつて一年限りとありますが、我々としてはすでにこの間の趣旨からいつても、当然地方税法を審議する上に重要な前提条件だと思つておるわけでありまして、そういうものが将来どういふ財源措置がとられるか分りませんけれども、それが大きな問題になるという点は一併どこにありませうか。

御指摘になりましたように、若し廃止するといふふうなことになるかと、これに必要な地方負担分の財源措置も考えなければならぬのでありまして、政府といたしましてはこれらの点に鑑みて、特に私共の立場といたしましては、向これを存続するように政府として考えて参る様に折角努力をいたしておる次第でございます。問題は未だ最終的な決定の段階に達して居りませんので、一層今後の努力を継続して御趣旨に副うように取り運んで参りたいと思つておる次第であります。

○中田吉雄君 知事の連合会の方ではつきり閣議で決定したように言つてゐるのですが、その点はただ議題になつたという程度でありますか。

○政府委員(小野哲君) 閣議で問題になつておることは事実であります。未だ最終的な決定までなつておらない。というののシャウブ博士が来朝されまして、又シャウブ博士の報告に基いてこの制度が立てられておる点に鑑みましても、やはりシャウブさんの意見を十分にいたした上で、これを検討しなければならぬという考え方を持つておるのでございまして、この点は大蔵大臣も委員会等において答弁をしておるような次第で、決定ということに相成つておりますが、新聞等において発表されました中に、これが入つておりますために一般においては決定されたものである、こういう前提の下に陳情が行われているものと解しておるような次第であります。只今までの経過は以上申上げたような事情でございますので、向この点につきましては更にこれが処理につきまして、一層

の努力をいたして参る所存でございます。

○西郷吉之助君 今の問題ですが、万が一地方の負担となつたときには、今の財源措置を負担しなくちやならぬ。そういう場合にはどういふふうにされるつもりですか。そういう場合の大体の予想をお伺ひいたします。

○政府委員(小野哲君) 私共といたしましては、又地方財政委員会におきましても、全額国庫負担制度が廃止されるものとしての前提の下に、今後の財源措置を具体的にどうするかといふところまでの段階には至つておらないのであります。併し若しそのような場合が万一にもあるという場合におきましては、大蔵大臣ともこの点につきましては十分に協議をいたしまして予算の編成、その他地方財政の措置につきましては研究をいたさなければならぬと存じますが、目下のところではその段階にまでは達しておらないと承知いたしております。

○西郷吉之助君 地方財政委員会からまだそういう具体的な動きが一向に現われていないように思ひますが、そういう点は少しでも早くやらなければ、予算方針を新聞等に発表している際に、ただ傍観しているような態度では、財政委員会の意味をなさないと思ひますが、何らかの動きをしてゐるのでしょうか。

○政府委員(小野哲君) お答え申上げます。西郷さんから極めて適切な御注意を頂いたのであります。この問題につきましては、岡野大臣及び私共が地方財政委員会と緊密な連絡をとつておりますし、又地方財政委員会におきまして、その自主的な立場におい

て政府に対してこの問題については強く申入れをすでにいたしているわけであり。従つて地方財政委員会といひましたも、その立場において関心をもち、且つ相当強い意思表示をいたしていることを御了承願ひたいと思ひます。

○中田吉雄君 我々としては、少くとも国土の災害は当然国庫で負担すべきであると思つてあります。改良事業でありましたら、その受ける利益によつての負担はその地域で負担すべきであります。国土でありますから、当然これは国庫負担にすべきであります。が、シャープがはつきりこの点を強く押出しているにも拘らず、政府がいろいろな財政需要の關係からして変更するがよいとなつたら、強力にこの場合シャープをゆすぶつても変更せよというやうな強い意欲が只今の次官のお話でも窺われる。ところが社会政策的なものをいう面については、勧告を楯にとつて行くというやうな立場は、我々としては甚だまあ納得でき難いものがあるわけなんです。こういう問題は非常に大きな問題で、こういうことが政府の財政需要に不利であつたら、来るシャープを待ち構えておつて、何とかこれを納得さして、一つ自由寛の樹てている政策にマツチさせるやうに変えさせよう……、ところが国民からいろいろな要求があるにも拘らず、そういうことはシャープの勧告を楯にとつて、頑として応じないというやうな点は、甚だ我々としては不本意なので、是非この制度は存続して頂きたいと思つてあります。又こういうものがあることによつて、我々は審議ができるので、そういう前提條

件が破壊されました、この法案の審議もなか／＼困難である。一つ希望を申上げておきます。

○委員長(岡本愛祐君) 只今の問題につきまして、七月二十七日附で全国知事代表として山形、茨城、山口、秋田、熊本、京都、宮崎の各府県知事が代表として参りまして、災害復旧費全額国庫負担制度廃止の閣議決定撤回方案に關する要望というものを委員長長宛に出してあります。それは災害復旧費全額国庫負担制度は地方税法改正と相俟つてシャープ税制勧告に基づく地方財政の基礎をなすものである。然るに政府は来年度予算編成方針として地方に對し何らの財源措置を講ずることなく閣議においてこれが廃止を決定し、而もかかる地方財政の基本に關する重要事項を地方財政委員会に無断で決定するがごときは地方財政を輕視し地方自治の本旨に反する独斷的措施として断乎反對するものである。

政府はよろしく反省して真に地方財政の安定を期し災害復旧費全額国庫負担制度を継続せられたい。右要望する。こういうものであります。

○西郷吉之助君 この問題は前国会にもその法案が出たとき非常に問題になつたのですが、そして二十六年度はどうするかということが非常に問題となつた。今又、それに関連してありますから今日の午後の委員会の最初にでもいいのですが、地方財政委員長に出席を求めてこの方針に對する財政委員会の方針を承つておきたい、こう思ひます。

○委員長(岡本愛祐君) 只今西郷君からこの問題に關しまして地方財政委員会

の御意見がありました。が御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(岡本愛祐君) それではそういうことに決定いたしました。出席を要求いたします。

○中田吉雄君 三百九十一條なんです。が、三百九十一條の大規模な固定資産の配分についての権限を地方財政委員会に広汎な権限を委ねるということなんです。が、それからこの固定資産の年間の五百二十億の徴収についても、それを上回つても、下回つても五百二十億になるやうに税率を変更するといふ、広汎な立法上の権限が或る意味では委譲されておるわけでありまして、この委員会の性格から鑑みまして、これは執行機關だと思つておられますか。決定した方がよいと思つておられますが、そういうことにつきましてどういふやうなお考えを持つておられますか。

○政府委員(小野哲君) お答え申上げます。御承知のやうに地方財政委員会

は、地方財政委員会設置法によりまして設置されました相当独立性を持つた機關でございますが、その場合においてその権限の内容としては、地方税法によつて委任されました権限の行使であるとか、或いは又地方財政平衡交付金額の決定であるとか、その他地方財政運営に必要なる諸権限が法律によつて與えられておるわけでありまして、只今御指摘になりました具体的問題としての第三百五十條の税率の変更の権限の問題であらうと思ひますが、この点につきましては地方財政委員会の規則によつて、その規則を制定する場合におきましては、その要件が三百五十

條によつてはつきりと法律によつて決められておるのでございします。その要件を基礎として地方財政委員会がこの法律によつて與えられた、言ひ換れば委任されました権限の行使をやることに相成つておりますので、この点については差支えないものと考えている次第であります。

尚又、第三百九十一條の大規模の固定資産の配分に當りまして、この場合において、この法律が示しておりますやうに、課税課税自体の問題につきまして、關係が生ずるのでございします。が、こういうふうな特殊な、大規模の固定資産の配分が地方財政の運営上、又地方財政委員会が與えられておる権限を正當に行使するために、必要な限度におきましては、この法律によつて認められた権限の行使は、これはやはり妥當なものではないか。かように考へておるのであります。特に評價の問題について第三百九十一條によつて、地方財政委員会規則の定めるところによつて行つて如何なる固定資産について、これをなすべきであるかといふことの指定をする権限が與えられておるのでございします。執行機關たる地方財政委員会がその権限を行使するに差支えないものと考えておる次第であります。

○委員長(岡本愛祐君) それでは、第二章第一節附加価値税の審議を始めます。二十七頁です。二十三條から……。

第一款通則の……。

○政府委員(鈴木俊一君) 附加価値税の二十三條は、納税義務者につきましての規定でございます。現在の事業税におきましては、法人とそれから個人に對しまして、一種、二種と分けまし

て、それ／＼企業体を列記いたしておるのであります。が、この法人、個人を通じまして、事業を第二項に書いてございします。第二項に書いてございしますのは、従来法人のやつておりました事業並びに個人の第一事業に相當するものをここに書いておる次第でございます。尚多少企業体を、より明確に規定をいたしたりしておりますが、根本の構成は、従来企業体の大體の改正と同じであります。この第二項の第一事業の銀行、無盡、信託、保險、こういうものは、従来法人としておつたわけでありまして、この点をここに書き加えておるわけでありまして、第二項の銀行業という下に、政令で定める金融機關というのがございしますが、これはお手許に差上げてあります。要綱の中に書いてありますやうに、預金業務或いは資金の貸付業務とか、農業協同組合及び同連合会、漁業協同組合及び同連合会、水産加工業協同組合及び同連合会、信用協同組合及び協同組合連合会といふやうな金融事業を行うものも入る。こういうことであります。

それから三十頁の二十三のところに出張業というのがございしますが、「政令で定める新聞業を除く」といふことになつておりますが、新聞事業につきましては、非常に大衆の日常生活に深く入り込んでおります新聞業につきましては、そういう公益的な見地から税率を落して別箇に考へたいといふところから、政令で定める新聞事業は第二種の事業の方に入れておるのであります。即ち、日刊の時事報道を目的とする新聞発行の事業であります。とか、或いは新聞なり無線通信放送に報道材料を提供いたします事業であり

ますとか、或いは新聞の広告取次料、或いは新聞販売事業というようなもの、第一種の方から第二種の方に廻しておるのでございます。

それから一番最後の第三十六号でございますが、これ等に類する事業で政令で定めるものと申しますものは、これも要綱にございしますように、商品の取引業、取引所業、不動産売買業、広告業、興信所業、案内業、競技場、遊技場、集会場等の貸付業、葬祭業のときものを考へてゐる次第でございます。

それから以上が第一種の事業でございますが、第二種の事業といたしましては、ここにございしますように畜産、水産、それからこれに類する事業で政令で定めるものというものであります。畜産につきましましては農業に附随して行ふもの、いわゆる農家の有畜農業といたしまして、農業に附随的に行なつておられますようなものは、これは土地の利用ということからいたしまして、固定資産税との重複というような関係がございしますので、こういうものは農業を後に申しますように、非課税にいたしておりますので、それと同一の考え方方で非課税にしようというので除いておるわけでありまして、それから「主として土地を利用して行ふもの」といふのは、放牧等によります畜産業でございまして、これも土地に對しましては固定資産税が別途かつて参りますので、農業と同じような考へでこれは除外をして参りたい、従つてここでも言ひます畜産といふものは、非常に幅が狭くなりまして、土地の使用する度の非常に少ないもの、結局養豚業でありますとか、養狐業といふ

ようなものを主として考へておる次第であります。それから水産業でございします。第三号のこれに類する事業で政令で定めるものと申しますのは原始的な産業でございまして、畜産なり、水産と同様に扱ふことを適當とするようなものであります。余り土地に依存をしないといふようなことのないようなもの、例えば養蜂業でありますとか、或いは林産業の一種であります薪炭製造業といふようなものを予定しておる次第であります。

それから第四項の第三種事業でございますが、これは従来特別所得税として考へてゐたものでございまして、一号から五号までは従来の特種所得税のうち第一種に相當するようなものでございします。多少業態を抜けております。

それから第六以下は従来の特種所得税関係の第二種の事業に相當するものでございします。これを両方一緒にいたしまして、第三種事業といたしまして、第一種の事業よりも軽減した税率を適用するということにいたしましたのであります。この中で第十七の公衆浴場業といふのがございしますが、これは多少性格がやや固定的なものでございしますが、新聞事業等と同様に非常に公衆の環境衛生に密接な関係があるわけでございます。これはやはり軽減した税率を用いた方が適當であらうということから、特にこちらの第十七條の方に書き上げた次第であります。新聞につきましましては、第一種の方から抜きますものを第十八條に書いておるわけでありまして、尚第十九のこれに類する事業で政令で定めるものといひますのは、例えば装飾師業でありますとか、

あん摩はり、きゆう、柔道の整備その他医療に類する事業といふものを考へておる次第でございます。

第五項の事務所又は事業所を設けなで行ふ事業でございしますが、これは殊に第三種事業等につきましましては、特にこういう事務所事業所を設けないものがあると思ひますが、そういう場合におきましては、その事務所と最も関係の深い住所又は居所を事業所なり事務所とみなして課税する、こういうこととであります。

第六項の法人ではありませんが、実体において法人と同一視できするものにつきましましては、法人に関する規定を準用するということとあります。

二十四條は附加価値税の非課税の範囲を書き上げたものでございしますが、この中で特に他の税の非課税の範囲と違つて来ますのは、第四号、第五号の農業、林業につきましましてはシャウブ勸告の趣旨に従ひまして、これらはいずれも固定資産税としての土地に対する課税がかかつて参りますので、それと重複する嫌ひがございします。農業等につきましましては、価格の統制等もございします。特にこれは非課税にいたしました次第であります。第六号の鉱物の採及び砂鉄の採取は、鉱産税を別に課税することにいたしておるもので、それとの関係を考へまして、非課税にいたしておる次第であります。

ち、その三分の二以上が事業者又はこれと雇用関係のない同居の親族によつて行ふものといふようなものを、主として自家労力を用いて行ふ第二種事業と考へております。水産業畜産業でございする条件に相當いたしますものは、これを零細なるものといひまして非課税にいたしたい、そういうこととあります。

○委員長(岡本愛祐君) 以上について御質問をお願いいたします。

○西郷吉之助君 第三種の新開業です。さつき説明になりましたが、そういうものがあるが、いわゆる新聞といつても大小ありますが、政令で定めな新聞はどういうことになりますか。

○政府委員(鈴木俊一君) ウィークリーその他の政令で定めませんものは、出版業として第一種の方の適用を受けることになるわけでございます。

○西郷吉之助君 そういたしますと、今の点で行くと、例えば第一流の新開、第二流の新聞といふのがあります。第二流といふ程度まで第三種の方に入るわけですね。

○政府委員(鈴木俊一君) 第二流と申しますか、要するに日刊の新聞発行事業がこちらに入るわけでございます。今、今の旬刊とか、週刊といふような経営形態のものは第一種の方に、こういうわけでございます。

加えて呉れという趣旨のものが出ております。御質問ございせんか。

○石川清一君 新聞事業についても各連合委員会において非常に強い意見がありました。これは当然非課税とすべきである、こういう意見がありました。し、ます。今日のような国際的な関係が緊迫して参りますと、公益性というものは非常に強く認められておるので、当然非課税とすべきである。こういうふうに考へますが、もう一度政府の意見を伺ひます。

○政府委員(鈴木俊一君) 新聞事業につきましましては、嘗ては營業税等をかけていたが、たつたわけでございますが、事業税の時代になりました。又取引高税等におきましては、税の対案といたしておるわけでございます。新聞事業の非常に高度の公益性という点から考へまして、こういう現在までの制度につきましましては、いろいろ御議論がございしますことは、私共も十分承知いたしておるわけでございます。現状を今しばらく継続して行きたいということ、今後の問題といたしましては、更に政府側におきまして、十分検討を加えて見たい、かように考へております。

関以上に強い公益性を持つておるのである。当然これも附加価値税の非課税の中へ入れるべきだ、殊に農業協同組合、その他の組合は固定資産税につきましても、同じような要求を持つておるのである。又農林委員会でもそういう意向が非常に強く認められ、我々も同感しておるのでありますが、これについても一度御意見を伺いたいと思います。

○政府委員(鈴木俊一君) 協同組合につきましても、現在事業税におきましては特別法人ということで、やや軽減された率を使つておるわけでございしますが、この附加価値税の案におきましては、協同組合が公益的な事業に支出をいたしました場合におきましては、その部分を特定の支出金額として、附加価値税から差引くというのを考えておりますが、又事業の關係の分配等も特定の支出金額の中へ入れまして、附加価値税の中へ差引くということにいたしておるのであります。協同組合が持つております公益性の部分に關します考慮は、原案におきましては十分拂つたつもりであります。ただその上に更に非課税にせよという御意見のように存じますが、やはり協同組合自体の本質から申しますと、経済的な事業を営むという面にあるわけでございまして、この附加価値税の全体の方といたしましては、主体が法人でありましよう、自然人でありましよう、或いは法人格のない財団のようなものでございまいましよう、とにかく一定の規模を持ちましよう、企業を行なつておる者に対しては、その規模を抑えまして、これと府県との間の利益、關係ということを考

えまして、これに附加価値税を課けようという、こういうことでございまして、その原則から申しますと、やはり協同組合に對しまして、これは課税の客体和考へる方が適當であるということ、立案をいたしておるのであります。併し協同組合につきましても、何分非常に御議論があるもので、私共重々承知いたしておるので、これも今後の研究問題にいたしたいと思ひます。

○石川清一君 これはどこまでも反対意見を持つておりますので、このまま審議を進めたいと思ひます。

○委員長(岡本愛祐君) 私申し上げますが、農林委員会から附加価値税につきましても、こういうふうな意見を持つて来ております。これが実施は昭和二十七年一月一日まで延期せられることになつたのであるが、此の期間において改めて慎重検討を加へること、こうなつております。

それでは次に移ります。二十五條。○政府委員(鈴木俊一君) 第二十五條は「賃借検査権」の規定でございまして、今まで御説明申上げたのと特に變つておりません。二十六條の罪の規定も同様でございまして、二十七條の「納税管理人」、並びに二十八條、二十九條、いづれも罪に關する規定で従来の規定と同様でございまして。

○委員長(岡本愛祐君) それでは二十九條まで第一款は御質問ございせんか。……「第二款課税標準及び税率。」

○政府委員(鈴木俊一君) 第三十條附加価値税の課税標準でございしますが、これは附加価値税をどうして抑えるかというところについて規定をいたしておるわけです。先ず第一項では附加価値

税というものは、法人については各事業年度の附加価値税を抑えておる。個人については翌年の一月一日から十二月三十一日まで、或いは事業廃止の日までの附加価値税とする。こういうこととであります。それから第二項で事業年度の趣旨を謳つておるわけですが、それから第三項は事業年度の側方についての技術的な規定でございまして、第四項、第五項は附加価値計算の基本的な規定でございまして、「法人についての附加価値税は、各事業年度の総売上金額から特定の支出金額を控除した金額とする。」又「個人についての附加価値税は、当該年度の初日の属する年の一月一日から十二月三十一日又は事業廃止の日までの総売上金額から特定の支出金額を控除した金額とする。」要するに総売上金額から特定の支出金額を控除した金額という計算を採つておる次第であります。これにつきましても、いろいろこれにもございまして、

うに、こういういわゆる控除式ではない、加算式で法人なり、或いは個人なりの地代、家賃というふうなものを合せて、合計をいたした加算法で行つたかどうかという御意見があるわけですが、政府といたしましては、シヤウブさんの勧告、並びにその後の追加などに基きまして、こういうような控除方式を採つた次第でございまして、それから第六項でございしますが、これは総売上金額の内容を書いてあるの、ございまして、要するに第一種事業から、第三種事業までの事業に係る物品、土地、家屋、電気、ガス等の普通物品と言われないものを含み、いわゆるさういふものの売上金額、或いはサービス業につきましても、このサービスへの対

価として収入をいたします金額、及び固定資産の売却額、その他事業に附随して収入すべき金額、要するに製品等の売却の代金、或いはサービスの対価として入つて来る代金、及び事業の附随収入、こういうものを総売上金額と考へておるわけでございます。利子とか株式配当金、或いは地代、家賃の収入、こういうものについても、それを支拂う段階において一回づつ課するわけでございますから、更に受取つた方におきまして、これに課するということとは適當ではないということもこれを除いておるわけでございます。ただ括弧の中にございまして、金融業につきましても、利息の自由というところが、物の売買というふうなものと相當する経済行為でございまして、さういふものにつきましても、受取る利子というものは、これを総売上金額として認めると、こういう考へ方でございます。それから第七項の特定の支出金額、これは事業に直接必要な外部に支出すべき金額という考へ方でございまして、そのうち土地、家屋、家屋以外の減価償却が可能な固定資産、それからこの中には、いわゆる無形減価償却資産というふうなものを含むわけでございます。さういふような固定資産なり、或いは商品なり、半製品、原材料、補助材料及び消耗品の購入の代金、それが特定の支出金額であります。その外の場合が、ここに一号から九号まで書いてありますような金額の合計額、これも特定の金額として附加価値税から差引くという考へ方でございます。この一号にございましては、一般の金融業につきましても、一般の場合には利子というものは考へませ

なければ、金融業につきましても、特に先程申上げましたように利息の授受ということが経済行為に相當いたしますので、これを支拂つた場合にはこれをみていく。こういうわけでございまして、それから七号の中に「所得税、法人税、富裕税、市町村民税、その他政令で定めるものを除く」というのがございしますが、この政令として考へておるものは相続税でございまして、さういふものは附加価値税といつたようなもの、罰金、過料、過意金といふような、さういふようなものはこれに附加価値税の中に入れて考へるべきものでございまして、これは差引くの中にに入れて計算しないという、こととございまして、それから第九号の更に「これらに類するもので政令で定めるもの」とございしますが、これは損害保険金でございまして、新開業や、無線通信放送事業が支拂う報道材料入手の対価放送材料の、対価というふうなもの、これに類するものでございまして、さういふようなものを特定の支出金額として考へるということでございまして、第八号の規定はこれらの附加価値税のかかります事業をやつておりますものの中で、民法第三十四條のいわゆる公益法人、或いは学校教育法によりまする学校法人でありますとか、その他政令で定める法人が社会事業その他の公益事業に支出した金額におきましては、これを特定の支出金額に入れて、それだけ附加価値税を差引くという、ことにいたしたのでございまして、これは先程申上げましたように、さういふ社会事業その他の公益事業に支出した場合にまで、これを附加価値税として税を徴

るといふのは適當でない、かように考
えた次第でございます。ここで政令で
定める法人として考へておりますの
は、これも要綱に差上げてございま
すように、宗教法人でございませ
うか、或いは各種の協同組合、或
いは弁護士会、労働組合、或いは
公費員関係の職員組合、それから
農業の共済組合、或いは国家公務
員の共済組合といふようなものを
考へておる次第でございます。

それから第九号は農業協同組合、そ
の他政令で定める特別法人が事業の分
量に応じて、分配する金額、これ
もやはり協同組合等の性格から申し
まして、それを差引くことが適當であ
うと考へておるわけでありまして、こ
こで考へておるわけでありまして、こ
こで考へておるものは、森林組合
でありますとか、漁業会とか、蚕糸
業会、或いは農林中金、商工組合の中
央金庫といふようなものを、考へてお
る次第でございます。大体以上申しま
したような原則に従ひまして附加価値
の算定をいたすわけでございします。
第三十一條はその算定に対する一つ
の特例でございまして、「個人にあつ
ては前五年以内、法人にあつては各事
業年度の開始の日前五年以内に開始し
た事業年度において前條の規定によつ
て繰上金額から控除すべき特定の支
出金額が繰上金額をこえた場合にお
いては、」即ち、いわゆる赤字附加価
値といわれておるわけでありませ
う。その特定支出金額が多くて、繰上金額が
少いという場合におきましては、附加
価値がマイナスになつて来るわけであ
ります。そのマイナスになりまして附
加価値といふのは五ヶ年間繰上繰越し
て行つてこれを見て行く、こういうこ

とであります。前年度において算入さ
れなかつたマイナスの附加価値は、そ
の翌年におきまして附加価値が決まる
から、差引いて行くわけでありませ
う。固定資産を新たに購入したような
場合におきましては、こういうような
規定の適用を受ける場合があるわけ
でございます。五年というふうに切りま
したものは、大体法人税につきましても
こういうような原則をとつております
ので、そういうのによつた次第であり
ます。又五年以上になりますと、判明
しないようなこともなりますので、こ
のようにいたした次第であります。

第三十二條は税率でございまして、
これは第一種事業については、百分の
四、第二種及び第三種につきまして
は、百分の三といふことでありませ
う。これは標準税率でございまして、制限
税率といふことは、百分の八或いは
百分の六といふことを規定いたして
おるわけでありませう。
尚標準税率と違ふ税率で課税をしよ
うという場合におきましては、予め地
方財政委員会に届出るようになつてお
りまして、事業の負担につきましての
均衡をできるだけの確保したい、これ
は一面地方団体の財政の自主性といふ
ことも考へなければならぬもので、予
め地方財政委員会に届出るといふよう
な程度にいたしまして、許可制といふ
ような形はとらなかつた次第でありま
す。

が、これは法人は各事業年度の附加価
値について課税いたしますので、どの
年の税率をとるかといふことは、稍明
瞭を欠きますので、事業年度の終了の
日に属する年度の税率によるのだとい
うことを念のために書いたわけであり
ます。

第三十四條は免税点の規定でござ
いまして、これは附加価値は法人につ
きましては、事業年度で参つておりま
すし、個人は暦年でございしますので、
要するに附加価値を暦年に直しまし
て、十二月分として、計算して九万円
に満たないものにつきましては、これ
は零細なるものとして附加価値税を
課税しないこととございします。事業
税の免税点と、取引高税の免税点とを
考慮した考へ方でございします。
○委員(岡本愛祐君) 以上につきま
して御質疑を願ひます。
○西郷吉之助君 附加価値税につ
いては、前国会以来非常な議論の中心に
なつたのですが、政府はこれは事業税と
比較して非常に低い税だといふように
言われておつて、この間、先週ラジオ
から出ておつたと思ひますが、よい税だ
と言つておつた。これに對して社会
党の水谷さんと思ひますが、これは世
間では不可解税だと言つておつた、と
いふようなことを放送で聞いておつたの
であります。政府は、これまで非常
に優秀な税であると言われただけで
も、特異な点として人件費に課税され
るのではないといふけれども、やはり人
件費に相當する、広い意味の給與額が
附加価値税の課税の対象になるのだ
といふ、これは極めて特殊な点なのだ
といふ、そういうことが例えは給與

額等に附加価値税を課けるといふこと
は、こういうことはよいとお考へにな
るか。その点大臣がおられるから大
臣から……。
○政府委員(小野哲君) お答えいた
します……。
○西郷吉之助君 大臣に……。
○國務大臣(岡野清壽君) お答え申上
げます。人件費にかかつて来るだろ
うという想像もつきませうけれども、そ
れはやはり事業……。
○西郷吉之助君 想像でない、かか
る……。

○國務大臣(岡野清壽君) かかるかも
知れませんが、私は附加価値税全体の
方針からいへば、やはり人件費をそれ
だけ出すのはそれだけの取引をして
おるというように感ぜられますから、附
加価値税をおいたという原則からい
へば、やはり止むを得ないと思ひます。
ただそれが大衆に非常な影響を及ぼす
といふ御見解がしばしばあつたので
ございしますけれども、今後はその点に
きましては、各経営者側並びにその事
業の自体におきまして、経営の合理化
なんかをして、人件費の方にはあまり
影響を及ぼさない、即ち勤労者に影響
を及ぼさんといふような情勢になつて
行くだろうと政府の方では考へてお
ります。

ように輕く考へないで、もう少し國民
の輿論なのです。それから、もつと真
剣な意見を伺いたいと思ひます。そう
いふうな行き当りばつたりなことでは
よく御研究しておられたいものでは
ないかという感じが深いのでありま
すが、あれ程論議されて、否決され
たんですから、これはもつと真剣に考
へて頂いて、政府側において考慮さ
るべき問題であると思ひますが、どう
も大臣がおつても政務次官が答へ
ようとするし、そういうふうな不
見識なことでは私はいかんと思ひ
ます。誠に政府の誠意が認められ
ない。大臣が出席して、この附加
価値税の、今質問の範圍になつて
いるところは、一番この税目の要
点です。大臣がそこにはんやりし
ておつて、政務次官が答へるとい
うときは、議員を侮辱するもので
あらう。こういうふうな点は大臣み
ずからしつかり答へて貰ひたいと思
ひます。

○國務大臣(岡野清壽君) 私も、西郷
さんのお説に極端なもので、この前
から非常な議論のあつた点だと、こ
う考へております。研究と申しま
すが、併し参議院におきましては、
やはり前国会以来引續いて研究を
續けておつて、實際の仕事に當つ
ておつた政務次官が答へ申上げ
る方が、御納得の行く御説明が
できると思ひます。
○政府委員(小野哲君) 附加価値
税の問題につきましては、いろいろ
議論があることは、西郷さんの御
指摘の通り、且つ我々も承知して
おるわけでありませう。ただ税の本
質が、いわゆる事業税等とは、内
容的に變つておることも私がくど
くど申上げるまでもないとい

思います。これらの事業税におけるい
ろんな欠陥等につきましても、是正して参
りたいということ、累積的な課税に
なることを避ける意味合いにおきまし
て、取引高税の廃止になりました今日
におきまして、できるだけ企業の垂直
的な結合を避けて、その事業の規模或
いは分量に応じてそれ／＼応益的な立
場において、地方団体との緊密におい
て御負担を願う、こういう新しい考
え方が加味されて来たのであります。

化並びに合理化を計つて行くという目
的から考えましても、附加価値税は適
当な税であるという考え方につきまし
ては変りはないのであります。

○西郷吉之助君 小野政務次官に譲々
説明を伺いましたが、まあ政務次官の
立場から、そういうふうな御意見は私
も了承しますが、そうでなく、やはり
国民の輿論として附加価値税は困る。
殊に経済界に活動している人が大分お
られるが、そういうふうな人でも、今
度出られた、そういうふうな人でもこ
れは非常にいい税だという人は一人も
いない。悉くこれは悪い税金であると
言われておるのであつて、この間の連
合委員会でも御発言されたと思うので
すが、そういうふうな実際に仕事をや
つておる人の立場というものは、極め
て重要なものであつて、そういうふう
な人が悉く反対しておる税金なんです
が、それをやはり政府はそういうこと
でなく、もう出したら引つ込めないとい
うふうな立場を固執しておられる
と、或いは今回の議院においても、こ
の税法案は否決されるかも知れない、
そういうふうな傾向が極めて強いので
あります。然るにやはり依然として自
分の考えは変えない。参議院において
これが否決されたということは、国民
の輿論であつて、衆議院が通つたのは
輿論の絶対多数で無理矢理通過したの
で、あれは輿論を代表したと言えない
のです。参議院の方が輿論を代表して
いる。天降りの輿論を作り上げると
いうそういうふうな考では困る。一度
出したものは再び押し通すのだという
ことでは、今回の参議院でも否決され
る可能性は十分ある。そういうことを
もう少し考えておられるならばもう少し

しこういうふうな問題を真剣に考えて
貰いたい。依然として前国会と同じよ
うな意見は今国会においても述べてお
られるのはどうかと思う。そういうふ
うなことでは私は誠に遺憾に思うので
すが、小野政務次官の御答弁は、やは
り政務次官の立場から、これを反対さ
れるわけに行きませんが、もう少しそ
ういうところに、前回のあの吉田内閣
の否決されたその醜態もあるんです
から、国務大臣あたりにおいては、も
う少しその点を真剣に考えて、何らか
の将来こういうふうにしたいとか、あ
ういふうにしたいとかという具体的
な考えを我々は伺いたないのであつて、

な考えでありますので、その点御了承
願いたいと思ひます。

上げたように一流の財界人、経済人が
これはいかんと言つてゐるのは御承知
の通り。誰もこれを褒めておりはせ
ん。吉田内閣だけなんです、これを褒
めるのは。そういうふうなことなんで
すから、その立場からよくお考え下さ
つて、やはり、輿論を代表してものご
とをなさるのはよいんです。殊に税は
国民が納めるのですから、納得の行く
税法を布くのが然るべきであつて、や
つて見て悪ければ直すというのとは策と
して上策でない。でありますから、
私はただ大臣を攻撃するだけでなく、
折角シャウ博士も来られるのですか
ら、もつと国民の輿論を十分察知され
て、そういう気持で虚心坦懐に問題を
シャウ博士と語られて、そして直
すべきものは今のうちに直すのがよい
のではないかと私は思う。一旦出して
先般否決になつたというものは、輿論とい
うものを顧みておられないからそうい
うことが出来るのであつて、現に参議院
において否決され、今も堂々と通るか
どうか分りませんよ。それは国民の輿
論なんです。政治家としても又国
務大臣としても輿論に顧みるところが
なかつたら、これは政治家としてもゼ
ロだと思ふ。やつて見て悪かつたら直
すというふうな姑息なことではなく、
丁度二ヶ年延期されているのですか
ら、その間に根本的に検討し直す、こ
の態度があつて然るべきだと私は思う
のです。今の大臣の御答弁ではそれで
はなかつたんです。その点はどうです
か。

○国務大臣(岡野清豪君) これは御承
知でもございまいしょうが、シャウ博
士告というものは一連のものであつて、
それを或るものは取り、或るものは捨

○国務大臣(岡野清豪君) お答え申上
げます。この地方税法案全体といたし
まして、いろいろと輿論なり、皆様
の方の御異論のあるところでございます
が、地方税法系一連といたしますと、
こういう結論にならざるを得ないとい
うように政府は考えて、引続きこれを
提案した次第であります。併し只今ま
で度々私からも、又政務次官からも御
説明申し上げましたように、この地方税
法案は、全体として絶対にこのまま永
久に押し通して行くというふうな考
えではないのであります。これを突
施に移しまして、そうしていろいろ実
際上において、社会的並びに経済的に
悪影響を及ぼすとか何とかいうような
場合が出て来ますれば、いつでもこれ
を修正して行きたいと、こういうふう

な考えでありますので、その点御了承
願いたいと思ひます。

○西郷吉之助君 今の国務大臣のお考
えなのですが、これは今度の衆議院の
修正で二ヶ年延期になつてますから、
一年何ヶ月という研究期間がありま
す。又シャウ博士も今日ですかお見
えになる予定のようですが、今の大臣
のお考えでシャウ博士にお会いになるこ
とは、国民の意見と違ふと思うのであ
つて、それを全体としてはいいのだ
と、税体系では。だからやつて見て悪
いところがあり、経済に悪影響を興え
れば又それは勿論変えるに答かでない
というお話ですが、それはいい案では
ない。やつて見て悪かつたら直すとい
うのではありません、やるときにこうい
うふうに反対を受けておるんですか
ら、ここで政府は本當に根本的にこれ
を考慮直して検討し直す用意が必要で
あつて、今の大臣のお考えのように、
やつて見て悪かつたら直すというの
は、策としてよい策ではないのであつ
て、二年間も延長したのであるから、シ
ヤウ博士も今度見えるのですから、本
當に国民のこういうふうな大々的な反対
を受けた点も考えられて、そして改
めるものは改めるといふふうに、突
の前にすべきものであつて、いやしく
も絶対多数を取つてゐるような吉田内
閣が、世間大いに威張つてゐるに拘
わらず、悪い税であり、国民の支持を
受けておられないのにそれを突進して見
て、悪ければ直すといふふうなこと
は、政府の立場として又態度として感
心すべき立場ではないと思ふ。突進す
る前に悪いものは直す。その悪い点は
輿論に聞けば分るのであつて、再三再
四いろいろあれが出ておつて、今申

七

てるといふことは面白くないという上りな勧告があるのです。それでとにかくできた法案でございます。同時に今西郷委員の御説のごとく幸か不幸か、政府の初めの意思が通りませんで二ヶ年間延期されることになりましたから、その間十分検討の時間もございまして、又輿論というものを尊重いたしまして、我々はできる限りその輿論を入れまして、そうして本當にこれが実施されるまでには相当な修正も考えるという考えでおります。その点どうぞ御了承願いたいと思います。

○西郷委員の助言 岡野国務大臣に私は自分の意見を申し上げたいのですが、例えば吉田内閣は岡野さん御承知の通り、いろいろの審議会を作つて、審議会を作ることは好きですが、この前多少整理もしたようですが、折角岡野さんが金融界に重きをなしておられた方が国務大臣におられるのですから、この附加価値税について審議会でも設けて、一流の人を網羅して研究されたら私は非常に結果が出ると思うのです。こういうことは吉田内閣だから私はただ反対するということではなく、国民のためにこれくらいの考慮を拂つて貰ふことはよいことだと思う。是非一流の方を網羅して、そうして実際に仕事をやつておられる立場の人の意見を聞かれたら、岡野さんも非常に参考になると思うので、そういうことはよいと思ひますが、そういうことは是非考慮して頂きたいと思うのです。

○国務大臣(岡野清豪君) お答え申し上げます。只今西郷委員の御指導は至極御尤もでございます。我々もそういうふうに進んで行きたいと存じます。

○相馬助治君 大臣には後で絶对的な

問題として附加価値税の二年延期の問題を聴く考えでありますが、今西郷委員の質問の問題で、揚足をとるようですが、特に小野政務次官に一応予備的に聴いて置きたいことがあります。この附加価値税にたいに評判の悪い税金はないのです。労働者もこんなものは嫌だと言ふし、資本家でもこんなものは嫌だと言ふ。こういうあつちの端からこつちの端まで嫌だというふうなもの、なか／＼類のない珍しい悪いものだと考えます。併しこの地方税法案という大きな体系の上から、止むを得ずこの附加価値税というものが置かれているのである。私はこういうふうな一応同情的に了解していたところがある、附加価値税というのはいい税金なのだ、こういうふうにおつしやつて置きたいのです。附加価値税がよい税金ならば、先の参議院において廃案となつたからして止むを得ず政府は便宜上の措置として事業税をもつて今年だけは代えて、来年からは全体系をもつた地方税法案を押し通して行こう、こういうふうに行われておると思うのです。ところがこの間衆議院で二年間これを延期するという類例のない……、判断に苦しむ修正案を通じております。そこで私が小野さんに聴きたいことは、附加価値税がよい税だとおつしやつております一方において、参議院においてもあの衆議院から廻された法律で二ヶ年間の税金をとることを延期するといふ法律案が出ました、そのときには国民の代表として、国会議員として、而も是非々々をもつて主張されるところの緑風会の参議院議員小野

として、この二年延期には賛成されましか、されませんか。余計なことを聴くようですが、後の質問の都合があるので、しかとこの際承つて置きたい。

○政府委員(小野哲君) 只今相馬さんから私の個人的な見解をお求めになりました、答弁をいたさなければならぬことは甚だ恐縮に存じますが、それは後から申し上げたいと思ひますが、先ず第一に、附加価値税が非常に反対意見が多い、資本家をはじめ労働者に至るまで全面的に反対である、こういう御所見のように承つたのでございますが、この委員会において鈴木委員から、北海道においていろいろ御調査になりました御報告を承つてみますると、中小企業者においては附加価値税に對していろいろと更に検討を加えて見を拜聴いたしたのであります。私共の感じといたしましては、少くとも私の感じといたしましては、賛否両論があるように考えられるのでございまして、併しこれは見方の相違或いは私の聴き方が間違ひかも知れませんが、もう一つ、もう一つに実は承つておるものであります。ただ政府といたしましては、シャウプ税制報告書の勧告を全面的に尊重いたしました地方税法体系を編み出して行きます場合にございましては、その関連として附加価値税の問題を取上げるということに相成つたことは御了承が願えるのではないかと思ひます。その場合に政府が訂正いたしました一年間実施を延期したというところは、この理由について、もう一度お話を申し上げておきますので、改めて付加する必要はないかと思ひます。今回衆議院におきまして更に一ヶ

年、税の実施を延期するという御決定があつたのであります。政府として、衆議院の院議に基づきましてこれを尊重して、執行機関たる責を果さなければならぬ、かように思ひます。最後に私の個人的な見解のお話でございますが、私自身といたしましては、この附加価値税の本質論から考えまして、勿論国税、地方税を通じて税の軽減が行われるというところは、数字上又實際上これを認め得ると考えております。ただ問題はいろいろ御意見がある最中において二ヶ年間の延期をいたすということは、必ずしも法律の建前から申しますと決して不合理ではないので、他の法律の実例から徴してもかようなことはあり得ると思ひます。例えば国家公務員法を御覧下さいますと、やはりこの実施期日は逐次これを行うことになつておりました。二ヶ年間で以て実施が完成を見ておるという例があるのであります。又教育委員会法において教育委員会を設置いたしました。その後更に市町村においても教育委員会を設置するといふ法律の規定の下に、これを逐次行わんとしておるような例もあるやうなわけでありまして、法律の作り方といたしましては、必ずしも妥当でないということにはないかと思ひます。で、特に賛否両論が輿論の中にあることを看取いたしますと、これが実施につきましては慎重な考慮を必要とすることは、小野個人としても考えている次第であります。たゞ、政府においても一ヶ年実施を延期するという意図を持つておりましたし、又二ヶ年延期の御決定も

あつたわけでございますので、先程大臣からもお話がございましたように、この間において慎重に内容等についても検討を加え、入れるべきものはできるだけ取入れて、附加価値税が実施される際におきましては、皆様方から十分に御支持が願えるようなものにして行くことも政府としての勤めではないか。又小野自身の勤めではないか。かように考えておるやうな次第で、大臣からも御答弁がございました。御意見と私も同じやうな、小野個人としても氣持を持つておる。さうな立場においてこの地方税法につきましても、私は自分自身も検討を加えて参つておるというのを申添えて置きたいと思ひます。

○相馬助治君 私小野次官に聴きたかつたことは、最後の一言なんです。二ヶ年の中に附加価値税の内容についても十分検討して万漏なきを期したいと、こういうふうにおつしやつております。そんならよろしいのです。即ち附加価値税に加えられる世論というものを政府は率直にこれを探り入れて考究する用意を持つておる。こゝう言うのならよろしいのです。そんなら最初からこれは私は議論をやる必要はなかつたのですが、これがよい税金だ、こゝおつしやいましたから、私は一言後の都合があるから、よくないですからそういうことを言つて置きたかつたのです。それから法律の作り方からしてこれは差支ないであろうと今次官がおつしやつておりますけれども、私はこれに異論があるのです。これが後で大臣に私は聴きたいのです。小野さんにもこゝで聴いて置きます。二ヶ年延期して置くということが

差支ない。その事例として国家公務員法にもそういうものがあるし、教育委員会の法案にもそういうものがある。こういうことをお話しやつておるが、それは甚だ以て難き取り難い。「その通り」と呼ぶ者あり。なぜかと申しますと、国家公務員法というものが布かれ、或いは教育委員会法案というものが現実の日本の上に施行せられるには、諸般の客観的、主観的条件が十分でないからして、遂次これを現実に見合わせて行なつて行くというのが法の案の精神である。こつちは税金の法律なんだ。即ち教育委員会法ならば、市町村の教育委員会というものは昭和二十七年の十一月一日までに作ればよろしい。その間はプランクではないのです。その間はちゃんと県の教育委員会というのが主として、万端漏れなきを期しておる。資金の問題において然り、財政の問題において然り、教育の万般の監督において然り、何ら遺漏ない。従つてこれは二年延びようが、三年延びようが、都合によるというのは、再び国会においてこれを議論に供されるならば、あと三年なり、五年なり延びるかも知れない。ところがこれは税金を取る法律なんです。これはもう九つきり違ふ。そういう丸つきり本質的に違ふ例を持つて来て、そうして我々を納得せしめるというでも、かく申す相馬はそれ程馬鹿でない。従つて私はこれを、それならばこゝで小野さんにはつきり聞いておきたいことは、自動車の部品の歯車を一つ今使ひようがない。そこで止むを得ず金属性の歯車の中に木で作つた歯車を一つ入れるというの、この事業税を差当り一年間は取る外ないとい

う、こういう現実なのです。その場合に問題は二つある。後で入れた木の歯車の方が工合がいいから、外の歯車を皆木にしてしまえという議論が一つある。もう一つは暫定的に木の歯車を入れてあるのですが、これは早い機会に金属に直さなくちゃならないという問題がある。恐らく政府の立案者は、而も自由党は、木の歯車なんか入れておくべきではない、全地方税の体系から見て、これはやはり附加価値税そのものに問題はあるが、附加価値税を飽くまで取りたいというのが、私は政府並びに今の興党が自信を以て、このいらいを批判の中に附加価値税というものを強引に押し通して行っている理由である。極めて私は自由党に同情的にもう一つを見て来ておきたい。そうしますと、うと教育委員会法なんかもあるのだから、法律的にも差支えない、従つて二年延びすことは差支えないと次官が言ひがごときときは、甚だ以て私はおかしなところだと思ふ。で、こゝまで二年延ばすことだと思ふ。これは半ばなのであるから、全く遺憾なのである、このいう答弁があつて然るべきだと思ふので、一度一つお尋ねしたい。

○政府委員(小野哲君) 或いは私の言葉の表現がまずかつたのではないかと申すのでありますが、しつこいよう申す、もう一度繰返して私の真意を申述べたいと思ひます。外にもこういうふうな例があるというのを申し上げたのであります。二年延ばすという事態が適當であるか、不適當であるかは御判断に任せなからんと思ひます。が、たゞ、他の立法の例としてこういうものがあるという、極めて單純な意味でお答えを申し上げておるのでありますので、この点は御了承を願つておきたいと思ひます。

尙例を取つてお話になりました金属の歯車に替へるに木製の歯車を以てする。これは丁度附加価値税の実施延期の間、木製の歯車である事業税、及び特別所得税を以て代行する、こういう御意見に例えとしては當面するのではないかと申すのでありますが、將來金属の歯車を持つて行くか、或いは木製の歯車でも金属の歯車と同様、或る程度の力が發揮できるかどうかということは、二ヶ年延期の間に政府自身も検討を加へなければなりませんし、又国会におきましても十分に御議論をされる機会もありますので、この辺のところは單に政府のみがこの問題を取扱うというばかりでなく、国会におかれましては十分に御調査を願ひ、又御議論を願ひ、ことによりまして歯車をどうなふに替へたらよいかという結論が出て来るのではないかと、かように考へておるような次第でございます。

○中田吉雄君 今の附加価値税と事業税とが、施行期日は違ふのですが、同時に用いてゐるわけなんです。これは國民の代表である第七国会の議決に鑑みまして、むしろ附加価値税を除きまして、この事業税だけ上程した方が、もつと國會を尊重するようになったのではないかと申すわけですが、そのうち、そういふことができなかったのはどういふ経緯からなんですか。それから國務大臣は体系を案すからといわれたのですが、附加価値税を事業税に変えたことによつて起るような弊害を少しでも是正するような措置としてこの事業税は出て来ておる。そうなりますと完全には体系は崩れておるのです。そうしますと、事業税だけ出して、もつと確信がついてから改めて事業税を附加価値税に変へるなら變へる、こういうふうな提案の仕方と、今同時に出して施行期日だけ違へるというのと、そうせざるを得ないという経緯は一体どうなつたのですか。總司令部がどうしても許さなかつたというのですか。

○政府委員(小野哲君) お答えを申し上げます。この税法案の建前が政府原案から御覽下さいましたれば御了承ができておるのではないかと申しますが、同時に政府として、シヤウフ税制報告書の趣旨を全面的に尊重する建前を以て立案に當つて参つたのでございまして、ただその時間的のずれ等から実施の時期を変更することが妥當である。又納税者の立場を考へましてもさうなことに適當であるという考へ方から実施を延期するといふ考へ方を以て参つたのであります。この税法案の全体的な建前を尊重いたしますと、附加価値税をこの際実施を延期するという限度において御審議を賜りたいという趣旨から提案を申上げたような次第でございます。この点につきまして政府の意のあるところを御了承願ひたいと思ふのであります。

尙第二点として事業税及び特別所得税をこの際存置することは税体系の上からいつて適當ではないではないかと申す、御所見のようになつたのであります。事業税と附加価値税との本質が格別であることは、課税標準の点から申しまして御理解が頂けると思ふのであります。併しながらこの際昭和二十五年年度の地方財政計画を計國的に運営し、又予定税収額を千九百億程度に見積を以ておきます限度においては、これを實施いたして行きますためには、事業税及び特別所得税を存続することによつて、ただその場合に税率の關係であるとか、或いは予定税収額を附加価値税に考へるとか、或いは非課税の問題を織込むといふような諸点につきまして、政府としては與う限りの考慮を拂つたような次第であります。御指摘のように本質の異なる税でございまして、必ずしも御満足の行くようにこれを切換へるといふことは他に上策を發見することが困難と存じましたので、止むを得ざるに出でた措置と御了承を願ひたいのであります。

○中田吉雄君 大体お話をよく分つたのですが、さういふふうな税の体系を案さん、勧告の趣旨を尊重されるという点でありましたら、やはり附加価値税を延期して事業税を行うという際には、相當な事業税の持つ欠点を是正されたような措置を採つておらないれば、本當の意味の体系が活かされて行かないと思ふのであります。附加価値税についてはいろいろ異論がありまして、併し長所がないといふわけでもないわけでありまして。先にも小野次官が申上げられましたように、これまで事業税が不当に、個人と弱小企業に重かつたという点を、やがて是正する点は附加価値税の持つ非常な長所だと思ふのであります。さういふ点が免税点が相當高まるか、いろ／＼な手段によつてこの事業税が是正されて初めてこの諸般の事情で附加価値税は延期せざるを得ないが、十分事業税において

その勧告の趣旨が活かされて行くといふ得るであらうと思ふのでありまして、その点は少し我々としてはまあ事業税のところが審議の際に譲りたいと思ふのですが、十分活かされていらないと思ふのです。

それからお尋ねしますが、附加価値の把握の方法について二つの方法が学界からいろいろ論議されておるようですが、その二つの方法の最も著名な長短について政府委員の方から一つ。

○政府委員(奥野誠亮君) 一つは加算方式であります。加算方式によります場合には、分配国民所得としてこれを合算して行くといふような方法を用いるわけでございまして、利潤に加えること支拂利子、支拂地代、支拂家賃、それから減価償却額を控除して行くといふようなことになるだらうと思ふます。利潤を計算いたします場合に、減価償却額を控除いたしておりませんから、最早その産業は入れないといふことになるだらうと思ふます。業界で希望いたしておりますのは、こういう計算をすれば非常に簡単だ、といふものは利潤といふものはすでに国税の面において把握されておるわけでありまして、正確な計算が認定されておる、こういうふうな考え方でありまして、府県税が附加価値税を取ります場合に、すでに国税で認定したのだから、それをそのまま取るとすればそれは簡単であるかも知れませんが、併しなおら府県といたしまして、事業界において税負担が公平であるように責任を私は持たなければならぬだらうと思ふのであります。府県自身が責任を持たなければならぬといふことです。それだけ、国が或る事業についてそれだけの

利潤だと認定したのだから、それで宜しいのだといふことにはならないだらうと思ふのでありまして、そういういたしますとやはり税務署におきましていろいろな問題がございまして、府県自身がこの利潤に更に計算が誤まりがないかどうかいろいろ調べて参るといふことにいたしますと、一つの利潤につきまして国と府県と両方からいろいろと調べて来なければならぬといふことになりまして、そういうと業界の方では簡単であらうと思われておるようなものを、府県が無責任な態度を取りますと、非常に両方からやられるといふことになりまして、却つて煩わしくなつて困つてしまふのではないかと思ふのであります。若し仮に国税で決定したものをそのまま取らなければならぬといふことになりまして、国と府県自身が責任を持たないで、自然府県と納税義務者の関係において、十分府県のやり方を批判しながらやつて行くといふ、自治の基本概念といふものがなくなつてしまふといふことを心配するわけでありまして。

第二点といひましては、こういう加算方式を採用しますと個々の問題につきまして、例えば利潤の計算において棚卸資産の勘定をしなければならぬ。或いは又経費の面において減価償却額の計算をいたさなければならぬ。こういうふうな棚卸資産の勘定でありますとか、或いは減価償却額の計算でありますとかいふものは非常に複雑なものでございまして、こういうふうな複雑な計算をするよりは、総売上金額から特定の支出金額を控除して行く方が遙かに簡単ではなからうか

といふふうな考え方があるわけであり

第三点としては我が国の諸般の設備につきましては、成るだけこれを高度化して行きたい、機械化して行きたい、こういうふうな考え方が持たれておりました際には、機械設備等を購入いたしました際には、それをそのまま控除する反面において、そういうふうな施設の機械化といふものを促進するよ

うな面を税制において考へて行くといふふうなこともなるわけでありまして、そういう意味においてやはり加算方式よりは、総売上金額から特定の支出金額を控除する方式の方がいいのではないかと、いふふうな考え方をいたしておるわけでありまして、そういうふうなことをいろいろ総合して考へまして政府原案になる、こういうふうな加算方式を考へておるわけでありま

○石川清一君 もう一点お伺いしておきたいのですが、三十四條の免税点の問題であります。前の国会におきまして討論のときに、私は免税点の九万円を二十四万円に引上げるべきであるといふことを主張いたしましたのでありますが、九万円という免税点をお決めにいたしましたところの算定の基礎は何処にあるのかといふことを大臣から少し御説明をお願いしたいと思ふのであります。大体考へて見ますに、九万円といふのは現在の物価が戦前物価に比較いたしますと、正確な物価指数を今ここに持つておりませんが、大体において常識的に先ず二百倍になつておると考へられておるかと思ふのであります。それを還元いたしますといふと、九万円という附加価値は大体におい

て年に四百五十万円に該当するのではな

を得ざる場合において実施される修正意見の一つとして、今いふように九万円という免税点を二十四万円にまで上げてくれと、こゝ言つたのであります。で今申しますようなわけで戦前物価の月三十何円の営業収益の小売商人にかけられて来るわけでありまして、大体におきまして安本から二十四年度の経済状況について出していらつしやいます。第一次経済白書によりまして、五分、歴年度の昭和九年乃至十一年、即ち大体において日支事変の前であります。日支事変の直前に比べて九割五分まで日本の経済は回復しておるといふけれども、人口が増加しておるからこれを實質家計費、生活水準について比較すると、大体において日支事変直前の日本の国民の生活水準の七割にまで回復しておるといふことを政府から発表されておられるのであります。でありますから私が今申しますように、戦前と申しまして、この安本が指摘しておりますような、日支事変直前の物価と対応いたしまして、三十四、四十、四十未満の金と申上げることゝ不当でないと思ふのであります。が、そういう基礎の上に立ちまして申上げ

○國務大臣(岡野清濤君) 吉川委員の御質問にお答え申上げます。この前の国会でもやはり二十四万円に直したらどうかといふ御希望がありまして、その点についていろいろ研究したのでございまして、やはり九万円にするこ

ます。現に物品販売業のような場合に
おいては、一〇%といたしますれば、

効して、且衆の非常な反抗の聲があるといふことであります。理屈から考えまするならば、税金が重くて困つて

この法案には全面的に反対であるが、止むを得ない場合においては、免税点をもつと非常に高く上げるとい

まして、私が申上げておきたいことは、御承知の通りに幾度も申し上げます。

中央からの税金でなくて、自分が拂つたものはどういうふうに我々の福祉、

或いは政治に使われておるかということを見る点におきましても、やはり地方に相当の財源を興えて、そうして地方自治の確立、又地方民が本当に政治に興味を持つて自分達で自分自身をよくして行くという方向に進ませる意味において、地方財政が少し高くなつた、高くなつたということは、地方自治体の財政力が強化された、こういうことになりまうために、まあいろいろ御説もございませうが、税金が一般的にまだ高いということだけは私は率直に認めます。又いろいろ税金が納められんために苦しんでおる方に対しては非常に同情いたします。その同情される一人としては私自身も個人として苦しんでおるわけでございます。そういう意味でございませうから、追々には地方団体におきましても、人件費の節約とか何とかいうことをしまして、益益この負担を軽くし、又できるならば来年度は減税もして行つて、そうして幾分でもそういうような社会が軽減されるという方向に努力いたして行きたいと存じております。

○吉川末次郎君 今岡野さんから地方税法案は、地方の自治体の自治権を拡大するためにやるものである、或いは国税と照応して結局数字的に減税になるのだというところは、新らしく御説明を聴くまでもなく、政府当局から今まで耳がたこになる程聴かされておることでありまして、十分私達は了解しておるのであります。併しながら国税と照応して果して国民に対して減税になるかどうかという点につきましては、私は政府当局が樂觀的なんきな観測に基づいてそういうことを野放しに言つていらつしやるそのまゝを実は

我々は受取つて納得いたしておらんのでありまして、こうした根本的な税制の改革というものは、直ちに国民生活の上においては非常なことでござんて来るのでありますから、やはり非常に国民生活の負担になるということ、又この税制の建前からいたしまして、課税対象を非常に明確に把握すること、困難であるというふうな欠点を持つておりますことから、必ずしも政府が言うておるようには減税になるということ、実は野放しには理解いたしておらんのであります。又その後におけるところの政府が取つていらつしやるところのデイスインフレーション政策によつての国民の生活の窮乏、所得の減少というふうなことに照応して、国民の生活がそれで政府が数字を挙げて言うようにそれに基いてよくなるかという、私は決してよくないことを、この機会に岡野さんに改めて私達の立場を申上げて置きたいと思つておりますが、私が主として岡野さんから答弁を得たいと思つておりますことは、この法文の三十四條の免脱点の問題が中心なのでありまして、先程申上げましたような数字に基いて戦前の物価に照応するならば、月俸に三十円台の営業収益しか挙つておらんとするところの業者に対して、そういう所得税と二重課税になるところの附加価値税を課するということ、非常に苛酷なことではないか。政府委員からの説明によりますと、附加価値税は取引高税と同じような流通税と言われておりますが、取引高税と私は勿論性質の違つたものであつて、流通税的な面が非常にあり、事業税、

営業税に該当すべきものであると考へておりますが、そういう面からいたして私は例を挙げましたが、そういう小商店にも値しないような月三十円くらいしか、この附加価値を挙げていない人々にはそれが如何に痛苦であるかというところは、岡野さんもやはり減税を主張していらつしやいますけれども、これは三和銀行頭取であつたところの岡野さんの納税の痛苦と月に三十円代しか利益を上げていないところの零細な小売商人達の納税の痛苦とは、非常に内容において精神的な相違があるということ、資本家政策としての、吉田内閣の閣僚諸君が深く反省せられることを改めて申上げまして私は御答弁は要求いたしません。

○委員長(岡本愛祐君) それではこの程度にしておきまして午後二時まで休憩いたします。

午後二時三十分休憩
午後二時三十分開会

○委員長(岡本愛祐君) 休憩前に引続き會議を開きます。地方税法案の審議を續行いたします。法案に關係いたしまして、一昨昨日吉川委員より御要求がございまして、国会図書館の専門調査員であられる法学博士牧野英一氏を参考人としてお出でを頂きまして、地方税法案を通じての關則が他の法令と比較して重いか、輕いか、そういうような諸点につきまして、意見を聞きたうな、こういうお話がございましたが、皆さん御賛成をなすつたのであります。今日来て頂きまして、これから右に關する御意見を拜聴したいと思ひます。

○参考人(牧野英一君) 私、地方税法

案の罰則を通過いたしましたところでは、特別に氣付いた点はございませう。他の法規で一応心得ておるところと同じようにございまして、こう考へております。何か特別に御質問等がありになりますれば、それについて又考へて見ましようが、一応的印象をいたしましては特別なものはないように考へております。

○吉川末次郎君 今日牧野博士にお出でを願ひました経緯につきましては委員長から先程お述べになつた通りであります。殊に前第七国会におきまして非常なこの罰則の問題が特にやかましく論議されたのであります。それは委員長が言われました通り、この地方税法案の中に各税目ごとに脱税、或いは滞納、或いは滞納処分に関するところの検査の拒否であるとか、或いは滞納処分にかかるところの詐欺行為であるとか、或いは徴税、賦課徴収にかかるところの検査の拒否であるとか、或いは賦課徴収にかかるところの虚偽の申告であるとか、納税管理人にかかるところの虚偽の申告等に関する罪の犯罪処罰規定が非常に多く規定されておるわけでありまして、一見しましたところ、罰則規定が余りに多いということが特にそうした印象を私は興えたのではないかと申すのであります。当局者の言ふところによりますと、その罰則規定の内容は現行法よりもむしろ輕く規定されておるといふようなことで、そうした印象を興えるのは概観的にさつき申しましたように各税目ごとそれが規定されておるといふことが、そういう印象を興えるのであらうというところの答弁であつたのであります。が、特に前の国会におきまして委員会

で非常に論議されたものでありますから、一応専門家の意見を聞きたいというのが各委員の御意向であつたかと思うのであります。大体結論として簡單なる今牧野専門調査員からの答弁があつたのであります。もう少し詳しく専門家としての立場からいろいろ御論議、お話を願へれば結構じやないか、と皆さんの意思を付度いたしまして申上げます。

○参考人(牧野英一君) 詳しく申上げる程の実は今日は用意ができておりませんのでございませう。実は今日はどういうことのお尋ねを受けるか承知しませんでした。前に自転車に乗つたときに何か不備な点があるのではないかと、いろいろ話を承りまして、そのあたりを向々に注意して参りました。結局私がこの税法の罰則について氣付きました点は、今お話の通り罰則の規定の形式が従来の税法と全く趣きを異にして、各税目ごとに罰則がついておる。それが如何にも複雑に過ぎるやうな感じがいたします。実際に法を適用する上からいへば、却つてこの方が實際的であらうかと思つて申します。例へば内容についていふもの、と比べて見ますと、多少の出入りがあるのではないかと考へました。のですが、今伺いました罰則の行き方が何と申しますか、煩わしく多いという、嫌いだないかという意味合のお問ひに対しては、十分他の法規との比較を明らかにするための用意ができておりませんのでございませう。併しながら一応地方税法案としての立場においては然るべく周到ないろ／＼なものが規定してあるので、實際上これがこの

程度が便宜なものではないかと、こう心得ておる次第であります。

○吉川末次郎君 私には特にこの刑罰規定について質問等はいたさなかつたのでありますが、私委員会に列席いたしておりまして、私の記憶に残つております各委員のお話の中から一、二を拾つて、間違つておるかも知れませんが、お尋ねいたしますと、今お話のありました各税種について重複的に同一の内容を持つたような條文をばくどくど、何度も繰返してここに集録しておる、ということは立法形式として妥当なりや否やというやうなことが問題になつておつたかと思つております。それから尙記憶いたしております他の委員の方の御質問の中には、例えば附加価値税につきまして規定されております第二十六條の検査を拒否することに関する罪の規定であります。が、徴税吏がそうした検査をいたしますときにそれを拒否するということとは、憲法上規定されておるところの黙否権が法律的に肯定されるならば、それとの関係においてこうした処罰規定を置くというところは妥当なりや否やというやうなことの質問があつたと思つております。それに對する當事者の答弁は、私の記憶に間違ひがなければ、この法案に規定されておるところの検査拒否に関する罪の規定は、憲法上規定されておるところの黙否権とは内容を異にするところのものであつて、行政措置に関する検査の拒否であるから、性質の異なるものであるというやうな當事者側からの答弁があつたと思つております。外にも御質問が沢山あるようですが、私が質問したのであります、そういうこと

も問題になつておつたと記憶いたしておりますので、二つだけ抜きましてお尋ねいたしますが、以上二点につきまして御答弁下されば結構に思います。

○参考人(牧野英一君) 第一の立法の形式の点でございまして、これはどうしても議論があるかと思つております。今まではすべて共通なものは一つに取りまとめるといふ形式になつておりましたのに、この度この税法において全く新しいやり方になりましたのは、實際上の便宜というものを慮つての法案の趣旨であるかと思つておる次第であります。その良し悪しという点になると、それを人によつて見るところを異にするわけでありまして、私調査をいたしております立場としては、これも一つの仕方であると考えておる次第であります。第二に第二十六條のことでございまして、この第二十六條の第一項の第三号については私まだ研究をいたしておりません。併し憲法の黙否権に衝突する範圍内においてはこの法律は効力がない、こういう意味になると考えます。

○西郷吉之助君 今の点ですが、牧野さんのこの法案と離れてでなく、二十六條を今御覽になれば簡單なことで、すから、牧野さんは大家だから直ぐ分るので、二十六條の第一項の第三号に「答弁をしない者」といふのがあります。こういうことは憲法に「何人も自己に不利な供述を強要されない」といふやうなこと等も兼ね合せて考えたときにどういふやうになるかということ具体的に條文について一つお話を願ひたいと思ひます。

○参考人(牧野英一君) 今のような御質問になりますと、私実は立案者の考

えもよく聞いて見ませんと、ここで急に思ひきでお話を申上げるといふことは、少し自分ながら輕率じやないかと思ひます。恐らくは憲法の黙否権と相重なり合うやうなことがありはしないかと思つておりました、若しこれが問題になれば無論憲法上保障されておる黙否権の範圍内においてはこの規定は適用されない、こういうことになつて来ると思ひます。

○西郷吉之助君 牧野さんにそういうことは我々が蛇足を加える必要はないと思うのですが、今の点も憲法上黙否権があつて、犯罪捜査の被疑者でも黙否権を堂々と行使しておるわけなんです。然るにこの徴税の際に徴税吏員の質問に對し、ただここに答弁をしない者と答弁をしなかつたというだけで徴税吏は罰金を食ふといふことは、今の牧野さんの言われる憲法上の黙否権の行使といふものと考えて非常な妥當を欠くのではないかという感じが深いのです。そういう点はこの間から非常に問題になつておるのですが、それに対して今立案者の意見をというところで、それから、自治庁側のそれに対する御見解をお聞かせ下さい。

○政府委員(鈴木俊一君) この二十六條の「答弁をしない者又は虚偽の答弁をした者」といふ点でございまして、前回西郷委員の御質問がございました。際にお答え申し上げた点は、憲法上の黙否権は刑事被告人に對してこれが不利な供述を強要せられないといふ意味であつて、ここで書いておられますのは納税上の必要なる質問に對する答弁の問題で、それとは全然別個の問題であります。そういう見地からその前の二十五條の第四項には「第一項の規定

による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない」という注意書きの規定を特に入れておるやうな次第でございまして、従つて憲法の今の規定にはこれは抵触しない行政上の問題の規定である、かように政府としては関係当局との間に打合せをいたしまして考えておる次第であります。

○参考人(牧野英一君) 今お話の通り犯罪捜査のためにするものではないといふことが断つてあるくらいであり、ますから、無論憲法で認められておる黙否権の範圍内においてはこの規定は適用されないことになりましょう。

○政府委員(鈴木俊一君) 憲法上の問題といたしましては、只今先生の仰せになつておつたやうに、一応別の問題として考えておるわけでございまして、ただ徴税の上におきまして、具体的な問題について、例えば財産が果してその所有者のものか納税義務者のものであるかといふやうな質問をいたした場合には、納税義務者が自分のものでも誰のものとも答えないといふことでは、今の徴税上の権限を行使することとができないことになりまして、即ち犯罪捜査のためでなく、そういう納税上の必要なる限度におきましては、これはやはり納税の義務という面も國民としては一応持合せておるわけでござい

ますから、そういう面からやはりこれは何らかの規定がないと動きがつかない、こういうやうな考え方をいたしておる次第でございまして。

○参考人(牧野英一君) もう一つついでに伺ひますが、前の方は「質問に對し答弁をしない」といふ不作為の規定、後の方は虚偽の答弁をした」とものである。この税法の外のところでは「虚偽の申告をした」といふことと「申告をしなかつた」といふことが區別してあると思ひますが、ここでは不作為も作意も同じやうになつておりますが、それはどういふお考えでござい

ますか。

○政府委員(鈴木俊一君) これは故意にとかういふやうな言葉を用いておりませんけれども、「答弁をしない者」といふのは不作為による……何といひますか、そういうやうな氣持でしないといふことに積極的な意味を持たして書いてあるのでございまして。尙この規定の仕方は大体國稅につきましてすでに國會を通過いたして成立いたしております法律と大体符節を合せて規定をいたしたものでござい

ますから、そういう面からやはりこれは何らかの規定がないと動きがつかない、こういうやうな考え方をいたしておる次第でございまして。

○参考人(牧野英一君) もう一つついでに伺ひますが、前の方は「質問に對し答弁をしない」といふ不作為の規定、後の方は虚偽の答弁をした」とものである。この税法の外のところでは「虚偽の申告をした」といふことと「申告をしなかつた」といふことが區別してあると思ひますが、ここでは不作為も作意も同じやうになつておりますが、それはどういふお考えでござい

ますか。

○政府委員(鈴木俊一君) これは故意にとかういふやうな言葉を用いておりませんけれども、「答弁をしない者」といふのは不作為による……何といひますか、そういうやうな氣持でしないといふことに積極的な意味を持たして書いてあるのでございまして。尙この規定の仕方は大体國稅につきましてすでに國會を通過いたして成立いたしております法律と大体符節を合せて規定をいたしたものでござい

ますから、そういう面からやはりこれは何らかの規定がないと動きがつかない、こういうやうな考え方をいたしておる次第でございまして。

○参考人(牧野英一君) もう一つついでに伺ひますが、前の方は「質問に對し答弁をしない」といふ不作為の規定、後の方は虚偽の答弁をした」とものである。この税法の外のところでは「虚偽の申告をした」といふことと「申告をしなかつた」といふことが區別してあると思ひますが、ここでは不作為も作意も同じやうになつておりますが、それはどういふお考えでござい

ますか。

罰則が非常に重い、二百円に対して六ヶ月以下の懲役或いは五千円以下の罰金こういうことでございますが、大體外の所得税その他におきましては罰金額はその必要納額の五倍ということになつておりますが、これは一千円以下の罰金というようなことがいいのじやないかと思いますが、この罰則は如何お考えになりますか。重いですか、軽いですか。

○参考人(牧野英一君) 自転車税のことは前にも少し伺いました。成る程相当重い規定になっておりますが、これは自転車の取扱の事情を私よく存じま

随分場合によつては沢山の自転車を用いるところがある。百台、五十台というふうを持つのがありはしないか。そういうような場合を含めての規定であると思ればこの規定にも相当の理由があるのではないか、とこう思いました次第であります。

○政府委員(鈴木俊一君) 只今牧野先生の仰せになりましたことは、立案に当りましてもそういうような百台五十台というような所有に係る場合があるというふうに考えておる次第でございます。

認められておるのでありますが、この
附加価値税の方は申告納税でありま

て、この点が非常に違つておるのも、
りますが、この点に二つの違つたもの
を持つておりながら同じ條文を以てす

るといふことに對してどうかといふことと、固定資産税或いは市町村民税の

方は奨励金という制度をとつておりまして、商業的な營業的な観点も或る程度含まれておる点もありまして、こう

いふやうなものを併せまして明確に一つ御答弁が願いたい。

○委員長(岡本鑒祐君) 何條かちよつと申上げて下さい。

○石川清一君 三百五十二條の方の固

定資産税の場合にも同じように書かれてありますし、附加価値税の場合にも

大体同じように書かれてありまして、一方は徴收令状を交付する、一方は申告納税するということになつておりま

して、おのずから違つておる。かうい
うふうに考えておりますが、その中で

同じような罰則を、同じような徴税吏員等の質問或いは検査権というのが含まれてありますが、この点についてお

伺いをいたします。

○委員長(岡本愛祐君) 三百二十五條

○石川清一君 三百五十三條です。

○委員長(岡本愛祐君) 同じ問題です

委員會議におきましては補助金、負担金等を中心として、この地方自治団体の行政に關して早く再編成をしなければならぬというところを研究し、調査し、近く政府にその結論を以て報告せられたいことを聞いておられますが、故に、二十六年度においては、この地方自治の改革と相俟つて地方自治の上には一大変革を来すものと考へております。こういう重大な時期において、まだ実施の成績をも見ない今日において、これを廃止するとか、或いは変更するとかいうことがときには、率直に言へば當を得ていないことではないか、とかように考へましたために、財政委員会においてはシャープ博士も近く来朝せられることではあり、又地方行政調査委員会において地方自治団体の行政に關する再編成に關する報告も行われることであるから、こういうことを見極めた上において、適當にこの問題を處理すべきものであつて、少くとも二十六年度においては現状のままとし、二十七年以後あらゆる問題を總勘案して決定すべきものであるというこの建前を以て政府當局に對して我々の意見を申述べておるのであります。必ずや政府當局においても我々の意のあるところを了としてかような方針を以て進まれるものではないかというところを期待いたしておるのであります。どうか御了承願います。

○西郷吉之助君 今財政委員長の御意見を伺つたのですが、どうも私は納得が行かないのですが、あなたの方で地方行政調査委員會議の報告と相俟つてとかいうお話があつたのですが、それは財政委員長の権限ではない。あなたの権限ではない。人のことはどうでもいいですよ。あなたに私が伺うのは、あなたができることを伺つてゐる。それは地方行政調査委員會議のことも勿論あるでしょうが、そのことをあなたに伺つておるのではないのです。あなたに伺つておるのとは、さつき質問したその國庫負担の問題をどう考へておられるかということですよ。それをあなたに、影響を見ていないからと、一体それはいつ現われるつもりですか。影響が現われてから判断すると言つておられるが、いつ影響が現われると考へておられますか。

○政府委員(野村秀雄君) 先程申し上げた地方行政調査委員會議の結論云々と云うことは、政府においてこの問題を處理する上において大きな問題であるから、これを十分勘案の中に加へて貰いたいということを申し上げたのであります。行政委員會の問題についてこれの申上げたわけはあります。この実施の結果は本年度今進行中でありますが、この進行を俟つて初めてその結果が分るものと考へております。

○西郷吉之助君 財政委員長の意見はまだよく戦後のことを、今までの大蔵省との關係とか、そういうようなことがよく分つてないと思ふんです。あなたに信する、意見を述べたからそうなると思ふ。そんなことじゃ予算なんかは取れやしないし、そんな弱腰じゃ駄目だ。御承知の通りに吉田内閣の大蔵大臣は、今までにおいて地方配付税を、これだけと決めたのにその半分に切つた実例がある。そういう人なんですから、財政委員長が懇願されたから、その通りにやつて呉れるだろうと信じておるといふふなことがよく分つておる。二十六年度の予算の編成の方針を發表しましたね。それについて早くから注文ついても思ふ通りに行くのはなか／＼むずかしい。ですからそれはいつきり國會等に財政委員長としての意見を明確にして置かれる必要がある。信するくらいのことじゃ駄目だ。配付税でさえ半分に切つてしまふのですから、今度平衡交付金が一千五十億でも足りない。そうならば地方財政全般のことを考へると、これが二十五年年度限りになつておりますから、あなたはその結果をよく見極めて、シャープ博士が来られたら云々と言われるけれども、そんなことをやつておつたんじや間に合わない。だから財政委員會という有利な機關があるのだから、はつきりした意見を決めてそれを最後まで押付けるというやうな非常な努力を拂わなければ地方自治は迷惑してしまふし、何故に國費まで出して地方財政委員會を作つたのだという事になつて来るから、設置した以上は、あなたがたもつと積極的に、大蔵大臣に要望するばかりでなくて、岡野國務大臣もおられるから、岡野國務大臣はこの問題について重大な責任があるのですから、岡野國務大臣にも強く要望して、それを岡野國務大臣を通して、あなたが直接話さなければ、どん／＼意見を強調されなければ、到底信するとか、結果を見てからするのだというふなことは、とても望めないのだから、地方公共団体の財政の方に寄與することは少いのですから、今からもつと積極的なやらなければ、そういうことを強く要望されなければ結果が出て来ない。我々は地方財政の窮乏ということがよく分つておりますが、地方自治

法を今日審議しておりますから、それと兼ね合して二十六年も全額國庫負担をして貰わなければならぬと思つておりますから、財政委員會の意見を聴いたのですが、結果が現われてからなんというのを言つていたのでは日時が経つてしまふので、もつと積極的にやつて頂きたい。

○政府委員(野村秀雄君) ただ私の言葉が足りぬために、いろ／＼の御批判があるのは御尤もであると思ひます。私は信ずると同時に、又これを行うことに努力しております。ただ大蔵大臣だけにこれを申上げるだけでなく、外の大蔵にも、又吉田総理にもよく我々の意のあるところを申述べて、そうしてこの実現に盡しております。御了承願ひたいと思ひます。

○鈴木重人君 只今の委員長の御答弁によると、閣議において来年度の災害復旧費の全額國庫負担が廃止せられるというやうなことが、決定ではないけれども、申合せのやうなものが行われたいというところを聞いておるというやうに拝聴したものであります。閣議に誰が出したのかという点なんではあります。この全額國庫負担は、勿論これは建設大臣が実施する分野が非常に多いのでありますけれども、基本的にはやはり地方財政の關係から行なつていられるのですから、國の行政機關から見れば、これは地方自治局長官か、或いは地方財政委員會の委員長かではないか、勿論大蔵大臣も關連してゐるけれども、そういう場合にそういう話を出すものは、これは閣議に出てゐるのは地方自治局長官ですから、地方自治局長官からそれを出されたのか、こういう

ふうに考へるわけです。そこでこの前の地方財政委員會ができる場合に、委員長は國務大臣を以て充てたがよろしい。地方自治庁というものは當然なくなつてしまふ。こういう考へがあつたわけですが、何故かその過程において、委員長は國務大臣ではないかといふことを最後まで關係方面の主張するところによつて、結局民間から委員長が出て、その肩書のような形において地方自治局長官が存続してゐる。併しながらその権限なるものは非常に狭いというやうな形になつてゐる。従つて地方財政に關係するところの権限は、地方財政委員會に移つたのだけれども、その委員長は閣僚でないために閣議においてそれを発言することはできない。一方地方自治局長官は閣僚であるけれども、そういうことについて、いわゆる権限外であるという形になるために強くそれは主張できない。こういう形に私はなつてゐるのじやないか、こう思ふのであります。大體閣議で以てそういう話が誰かの關係から言ひ出す場合に、その原案というやうなものは地方財政委員會において提供して、地方財政委員會の考へ方が關係を通じてそれが発言されるのじやないかというふうに考へられるのですけれども、只今委員長のお話を聞きますと、全然地方財政委員會には何らの話もなくして、ごそつと閣議でそういうやうな申合せが出て来た。こういうことに政府の事務の取り方に、行政のやり方に疑問を持つてゐる。そうした組織に違ひが出てゐるのじやないか、こういうことを考へて、大臣が今日おられますから、その経過がどういふ経過

を以て閣議にそれが出たのであるか、その際自治庁長官はどうかというふうなお話が發言をされて了承されたのかというふうなことを一つお聞きしたい。

○國務大臣(岡野清澄君) お答え申上げます。予算の編成は大蔵省の所管事項でございます。只今の災害復旧全額國庫負担の予算なんかもやはり中央財政が主導権を持つことになつております。それでこの法案がどこから出たかとおつしやれば、大蔵省から出た、即ち大蔵大臣から出た、その事前に何ら地方財政委員会に諮問もせず、我々にも何ら相談されなかつたということ、結局大蔵省が中央政府としての財政を切り盛りするに、こういうふうな方法で行つたからこういうふうな予算の結果になるのだという一つの目論見を出したのが予算編成方針でございます。でございますから、それが閣議に出ましたことにつきましては地方自治庁長官は、先程鈴木さんがおつしやつたように地方財政委員会そのものを代表しているのじやないのですから、その意味におきましては私はただ國務大臣として参加してその協議に乗るだけです。で、あの点を外の大蔵から申しました。名前は申上げられませんが、話が出て同時に私達も話をしまして、ただあれは方針であるからいづれ實際のことになるときに又よく相談を國務大臣としてする、こういうふうな話でございますが、又外の大蔵もいろいろ疑問があるようです。まあ所管大臣から出した方針だから一応了承したことになり、同時に地方財政委員会としては、これは先程閣議に列席しないというふうなお話もございました

が、地方財政委員会は独自の立場を以て政府、即ち内閣に対しては勧告もできるし、国会に対しても勧告もできるし、立派に地方の財政を指導して行く唯一の權威であります。でございますから、たとえ中央政府がそういうふうな財政上の必要から何か一つの方針を決めましてそれを実行に移すときには、やはり財政委員会の立場としてこゝろしなければならぬ、こうしなさい、こういうふうなことが言い得る立場にあるのです。そういうふうな關係になつておりますことを私から御答弁申上げます。

○鈴木直人君 大蔵大臣からそういう申出が予算編成方針として閣議に提出された場合に、財政委員会の委員長でない一國務大臣として、地方自治庁長官としてまあいろいろ反対をしたけれども、結局においてはその予算編成方針というものを了承したという過程になつておるわけです。この点について常に、この前もお話したのですけれども、これは木村小左衛門氏が地方財政委員会の委員長をやつておつたときなんです。これは國務大臣をして出た。そこで委員長が國務大臣であつた際に、今の閣議に同じようなことが出たという際の考え方と、今の地方自治庁長官が一國務大臣として地方自治のためにいろいろ考えたという場合の考え方と余程責任感においても違ひますし、又考え方においても余程違つて来るのではないかと。従つて地方自治庁長官は國務大臣でなくともいいが、地方財政委員会の委員長は國務大臣にした方がいい。そうして今のような閣議の場合には、大蔵省の大蔵大臣ですから、これは総理大臣でない大蔵大臣の

若しそういう申出に対して閣議がそれを決定するような場合には自分は大臣を辭めると、この程度のことでは、例えば委員長が國務大臣ならば辭めるわけです。さつき西郷君が盛んに言われた、いわゆる相當強いことをやらんと、これではできないという情勢にある。従つてその際に地方財政委員会の委員長をして國務大臣とする。そうしてそれならば自分は委員長である、國務大臣を辭めるといふくらいに意氣込んで初めてこの相當の政治力がある。それよりも弱いくらいの情勢にあるのだから……ここに組織的な欠陥があると思う。そして今、岡野さんから委員長は勧告することができ、これは非常な強い権限のあるように見えるが勧告権なんというものはこれは政治力においては非常に弱いものである。

勧告はただ勧告するだけだ。効くか効かないかは別だ。大変高いところに立つて、非常に強い力を持つて、偉そうに見えるけれども、實際の政治的な効果においては、これは殆んど効果ないということでは、これは誰でも知つておることなんです。そういう点で私は地方財政委員長が國務大臣たることを欲してあつたのだけれども、まあそうでないから止むを得ない。一つ岡野國務大臣に財政委員長と同じような氣持になつて頑張つて貰いたい。私はこういうふうな考へて意見を一つ提出する次第であります。

○竹中七郎君 財政委員長の方にちよつとお伺いしますが、あなたは早くから地方自治のことは御精通の方であると信じておりますから、今の災害復旧の關係も、これは建設次官をやつておられた岩澤さんがおられますが、相當

年度、二十二年度から二十三年度、二十四年度、このときの災害復旧というものが非常に酷かつた。すでに、本年度それをやつたということは建設省の係の方から我々連合委員会において、前国会において承つておりますが、まだ二十四年度におきましての災害復旧の關係は、約半分だということになることを言つておられる。こういうことになりまして、災害復旧に對します。現在の平衡交付金だけでは足りないと思ひますが、この点につきまして、尤も委員会ができましたから一番問題でございますのは、あなたの方で、相當の今の税法が通過しても行かないか、行くかということの研究になると思ひますが、この点に對して私は伺いたいと思ひます。

○政府委員(野村秀雄君) 只今御質問の通りに、私共、最近の災害に對しては、その復旧の促進について大きな熱望を持っております。従つて、この二十五年度だけでなしに、二十六年度においても、この國庫全額負担というものを継続いたしまして、できるだけ速かに復旧を遂行いたしたい。この意味において財政委員会においてもいろいろの資料を集めて、その實現に努力しておるわけでありまして、先程來のお話のように、どうしても今日においては、この國土の復興ということとは、日本の再建において最も重要なことと存じます。財政委員会としては、できるだけ力をこれに盡して行きたいと思ひます。

○竹中七郎君 私共決算委員といたしまして、その他の果を調査いたしました結果が、どの県でも一番災害復旧にありまして、むしろその計算の場合、政府の方が善政だと思ひますが、地方財政に對します救済をやられた。これはどうしてもあなたがたいに頑張つて頂かなければならぬし、まあ予算の問題が直ぐ眼の前にやつて来ておりますから研究だけでは私は困ると思ひます。これは、国会議員としてもやらなければならぬが、特に、当面の責任者であるあなたが、西郷さんが言われたように、もつと強力にやつて頂きたいということをお願いして私の質問を終ります。

○石川清一君 昨日、審査しました第三百九十一條の固定資産の、償却資産に關係するのでありますが、大工場を有する事業が幾つもの町村に跨つておりました場合には、地方財政委員会は、地方財政委員会規則の定めるところによつて云々ということになつてお

りまして、今度の国会のうちでも一番重要視されたのが、固定資産税の五百二十億でありまして、その中でも一番課税客体の把握に困難であつたのが償却資産であります。こういう重要なものを、地方財政委員会の規則によつて決めるというふうな條文でござい

どういふ税はどういふパーセントで取るかというところがすべて規定してあります。従いまして、非常に機械的に計算さるべき正しいといふ性質のものでありますから、敢て立法的なものではないかと考えております。

○石川清一君 平衡交付金についても詳細な条文が作られておりますし、今度の地方税法にも原則に於いて詳細に作られてあるものであります。この償却資産の配分についても法律としてこれは当然国会の審議を経なければならぬのではないかと考えます。この点について伺いをいたします。

○政府委員(萩田保君) 只今申しましたように非常に機械的にございまして、法律案そのものを国会で議決されて地方財政委員会の権限とされず限りは、それで差支ないのじやないかと思ひます。殊にその結果につきましては国会に報告することも出ておりますから、若しそれによりまして国会が御判断になりまして、それが適当でないならば、立法権は当然国会にあるのでありますから、それで国会の方で適当に修正されたら然るべきだと思ひます。

○西郷吉之助君 今の財政委員長並びに事務局長の答へは、機械的にやるから計算さるべき正しいといふところが、その規則を提示して貰ひたい。

○政府委員(萩田保君) 今申しました機械的な計算の基礎は、すべて法律に書いてございまして、規則はただ税率を幾らにするかというだけの話であります。

○西郷吉之助君 どうもはつきりしないのですが、その規則というものはいろいろの場合を考えた規則を作るのじやないですか。今委員長の機械的にやるというものは、何の根拠に基いて機械的にやるのか。

○政府委員(萩田保君) この計算の基礎は第三百五十條の二項に非常に詳しく出ておまして、これは資料を取り出すようなことをただ財政委員会が定めて行く、それに基づきまして地方財政委員会がこの税率を修正する必要があるれば修正するということでありまして、○西郷吉之助君 だからその規則を提示しろと言つてゐるんです。

○政府委員(萩田保君) まだそこまで成案はできておりません。

○西郷吉之助君 いやあ今できていないのに、委員長並びに事務局長が機械的にただやるというやうな答弁しても根拠がないじやないか。何の根拠があるか。

○政府委員(萩田保君) 只今申しましたように、すべて法律に大きなことが書いてあるものであります。ただその計算方法等を機械的に地方財政委員会が行うという程度でございまして、○西郷吉之助君 条文は見ておりますから分つてゐる。地方財政委員会規則でということば、規則の内容はどういうことかというのです。条文は分つてゐます。

○政府委員(萩田保君) 只今申しましたように、どういふ報告はいつまでにすると、どういふ様式等を決めるだけでございまして、

○西郷吉之助君 機械的にというけれども、これは国民が納める税金です。困窮している国民が納めるのを取過ぎたり足りなかつたり、機械的にというけれども、そういうふうなことは極めて物の表現の仕方が適當でないと思ひます。

す。取過ぎたり足りなかつたりしたときに機械的に上つたり下つたりするのは、出す方は困つてゐるのでやつと出すのに、そういうふうな物の考え方は誤りである。そういうふうなことからうまうま行かないので、地方財政の上の非常に大きな機関でありながら機械的にただやるのだというやうなやり方はよくない。そういう味も素気もないやうな考え方は駄目なんです。

○石川清一君 平衡交付金の内容につきましては、それ／＼詳細なのが出てゐるのであります。併しこの大工場の所在地における二以上の町村の分配についてはそれ／＼條件が違ひまして、昨日申上げましたやうに、相当いろいろの意見の対立があると思ひのであります。こういうやうな重大な問題を單に委員会の簡単な規則で決めるということとは大きな禍根を残すと存じております。今まで随分論議されましたこの固定資産税の税率につきましても、大抵一、二億あるという説もございまして、或いは六、七億という説も流れておりますし、政府の説明によりまして償却資産の客体が大体一兆三千万四くらゐあるのではないかと、いうやうなことも出ておまして、そういうやうな關係でこの大工場というものは必ず大抵一、二の町村に跨つておるのであります。当然これは一つの法律として機械的にできるやうに、市町村に自主性を與えるということが地方自治の財政的な基礎を民主的に確立する基本的なものであると思ひます。が、この平衡交付金のような機械的にでき得るやうなデータを少くとも早く出されて国会にかけられることが、この地方税法を眞に民主的に運営させる基礎と申ふのであります。只今のやうな答弁では到底この税法の本旨からいつても了解し難い点でございまして、

○政府委員(萩田保君) この大規模な固定資産の分割の基準等につきましても、只今規則を研究中でございまして、間に合ひましたらその草案でも国会にお出ししたいと思つております。

○委員(岡本愛祐君) 外に地方財政委員会に御質問ございせんか。

それでは附加価値税の審議に入りませう。第二款について御質問ありませうか。

○中田吉雄君 吉川さんが尋ねられたのですが、附加価値税の九万四以下の免税の奴ですね、業種別に九万四だけあるつて、どれだけが免税の範囲になるというやうに何かお考えですか、今この資料にはちよつと見当らんやうです。

○政府委員(鈴木俊一君) 業種別の免税の額を調べましたものはございまして、今までの全体の附加価値税を計算いたしますと、免税額はそれを引いて出しておりますが、これは概略の見込だけでございまして、業種別の出したものは今手許に持つておりません。

○石川清一君 この免税額の三十四條でございまして、固定資産税の場合の三万四については意見保留して置きましたが、附加価値九万四と申しますと、今の賃金ベースの六千三百七十七円にしましても、大体一年間の給料よりちよつと多いというやうなくらいでございまして、この中には仮に事業をいたしましても、これ以上は自家努力で全部といつていくらい自家努力でありまして、これらの人はこの附加価値

を生むについて恐らく家屋その他について固定資産税を納めておる。而も所得税を納めておるというやうな点を詳細に考へて見ました場合に、これは当然超過する。少くも十四、五万四以上、賃金ベースの二倍以上にするのが私は常識的にも妥當でないかと思ひますが、この附加価値税の免税点が固定資産税或いは市町村民税、更に所得税と噛み合せてみて大体妥當であるといふやうに先程お話でございまして、悪税率であるといふやうに申上げたのであります。前の事業税につきましても、大体免税点が四千八百円でございまして、ただ北海道が千二百円、

岩手県が二千円と承知しましたが、これは資料の提出をお願いしたのであります。が、そういうやうに二県よりないというので資料の提出がございせんか。

○政府委員(鈴木俊一君) 業種別の免税の額を調べましたものはございまして、今までの全体の附加価値税を計算いたしますと、免税額はそれを引いて出しておりますが、これは概略の見込だけでございまして、業種別の出したものは今手許に持つておりません。

○石川清一君 この免税額の三十四條でございまして、固定資産税の場合の三万四については意見保留して置きましたが、附加価値九万四と申しますと、今の賃金ベースの六千三百七十七円にしましても、大体一年間の給料よりちよつと多いというやうなくらいでございまして、この中には仮に事業をいたしましても、これ以上は自家努力で全部といつていくらい自家努力でありまして、これらの人はこの附加価値

を生むについて恐らく家屋その他について固定資産税を納めておる。而も所得税を納めておるというやうな点を詳細に考へて見ました場合に、これは当然超過する。少くも十四、五万四以上、賃金ベースの二倍以上にするのが私は常識的にも妥當でないかと思ひますが、この附加価値税の免税点が固定資産税或いは市町村民税、更に所得税と噛み合せてみて大体妥當であるといふやうに先程お話でございまして、悪税率であるといふやうに申上げたのであります。前の事業税につきましても、大体免税点が四千八百円でございまして、ただ北海道が千二百円、

岩手県が二千円と承知しましたが、これは資料の提出をお願いしたのであります。が、そういうやうに二県よりないというので資料の提出がございせんか。

○政府委員(鈴木俊一君) 業種別の免税の額を調べましたものはございまして、今までの全体の附加価値税を計算いたしますと、免税額はそれを引いて出しておりますが、これは概略の見込だけでございまして、業種別の出したものは今手許に持つておりません。

○石川清一君 この免税額の三十四條でございまして、固定資産税の場合の三万四については意見保留して置きましたが、附加価値九万四と申しますと、今の賃金ベースの六千三百七十七円にしましても、大体一年間の給料よりちよつと多いというやうなくらいでございまして、この中には仮に事業をいたしましても、これ以上は自家努力で全部といつていくらい自家努力でありまして、これらの人はこの附加価値

目であらゆるものを附加価値に計算するというのが今までの傾向でありますので、これは当然引上げるべきだと考へておりますが、この点について徴税の上から見まして、今までの経緯の上から見まして妥当かどうかお聞きをいたします。

○政府委員(奥野誠亮君) 午前中にも吉川さんから附加価値の免税点を引上げたかどうかという御意見がありまして、お答えいたしましたので、多少重複いたしますが、お許しを頂きたいと思ひます。附加価値は午前中にも申し上げましたように、その負担が消費者に転嫁して行くというように、これを予想して設けております関係上、成るべく広く一律に課税する方が均衡が得られるのではなからうかというふうな考へ方を持つておるわけでございます。併しながら附加価値の場合によりましては事業自身がその収入から支拂わなければならぬというふうな場合が起ることを予想されまして、かたがた相当程度の免税点も設けて置きたいというふうなことから九万円にいたしましたわけでございます。この九万円が総売上金額に対してどのような割合になるかというところは、業種によつて非常に変うわけでございます。従来取引高税に設けられておりました免税点は最初低かつたわけでありまして、それ以後いろいろと改善されて参りまして、廃止される直前には大抵月一万円、年額にして十二万円と定められておつたわけでありまして、ところが附加価値は総売上金額の九万円でございます。附加価値額が九万円であれば課税しないということにしてありますから、これを売上金額に換算いたし

て申しますと、大抵製造業のように附加価値額が総売上金額に対して大きな割合を占めるものであります。三〇％ぐらいではなからうか。三〇％といたしますと、九万円を三〇％で割りまして、年額三十万円の売上金額ということになるわけでございます。又物品販賣業のようなものになつて参りますと、売上金額と購入代金の差が出たわけでございますので、附加価値額が仮に一〇％としますと、年額九十万円の売上金額というわけでございます。取引高税になると、非常に免税点の額を引上げておるわけでございます。殊に又物品販賣業、或いは又自家労働力という問題になつて参ります。所謂、所得というものと附加価値額というものは割合に似ております。そう大きな差はなかつて参るわけでございます。そういう際に附加価値額を九万円にしておるといふことは非常に免税点の額を引上げておるといふふうに見て頂きたいのであります。これ以上免税点の額を引上げて参りますと、却つて不均衡になるのではなからうかというふうなことを考へるものでございまして、免税点の中から外れるものと、それから免税点以上になるものと、課税されるものととの間の差が激しくなつて来るという考へ方をしております。そういう場合に免税点の制度ではなしに、基礎控除の制度をとらなければ少しかくなるのではないかと考へる考へ方を持つておるわけでありまして、それから固定資産税の問題にしましても、例えば宅地一坪当りの価格が五十銭内外でこれを九百倍といたしますと、坪四百五十円になるわけでございます。仮に免税点三万円といたします

と、六十坪未満の宅地を持つておつた場合には、全部課税されないといふことになるわけでありまして、家族に分散した結果固定資産税は課税されないといふことになるわけでありまして、免税点制度から行きますと、成るだけ少い方が好ましい。そういうようなことから起る社会政策的に考へられます不合理な問題といふものは、成るべく所得税が基礎控除の問題で一本にする方がよいのではないかと考へる考へ方をいたしておるわけですので、御了解をお願いしたいと思います。

○石川清一君 一応納得しなければいかんような説明でございますけれども、この道に言いますと、とにかく附加価値といふものは人間がやつて附加価値が生れるので、決して人間以外のものがやつて生れるのじやないわけなのです。大工業は別ですが……。そうしますとこれは大体九万円といひますと、六千七百円ベースで計算して一年一人の労働賃金しかならないわけだ。その中に若干外の税も加わつて非常に高い税金になる。一方において所得税を引揚げるその他税負担が全部かかるということになるわけでありまして、而もこの中で財政上その他特別な必要があるというふうな場合にこの條文を適用した場合には、もう水も漏らさんというふうな形で課税するといふことが今日言われておるので、そういう点を一つお考へになつたかどうかというふうなことをお伺ひしたい。

○政府委員(奥野誠亮君) 先程申し上げたことで御了解頂きたいと思つたのでありますけれども、要するに附加価値が生れるところにつきましては確實に附加価値を生んだところに捕捉し、更に石川さんの言葉を借りれば水も漏らさんように捕捉したいと思つたのでございませうけれども、そういう点でございまして、免税点の上げは適當でない。そうしますと社会政策的に考へまして、非常に零細なところまで課税するのじやないかというふうにお考へになるかも知れませんが、自家労働力でやつておられますような場合には所得額といふものは附加価値額といふものとほぼ似たりよつたりになるのじやないかと思つて、御承知のように所得税の基礎控除額は二万五千円で、新しい事業税も二万五千円でございませう。殊に自家労働力のようなものは附加価値の免税点がむしろ非常に高いのじやないか。こういうふうな判断をして頂いた方が至當ではないかというふうな考へ方をいたしておるわけでございます。

○石川清一君 官公吏だけは附加価値税も固定資産税もかけてない。併しながら今の税金理論の中から言へば、それにふさわしいものが官公吏の中にもやはりあるわけなのです。これは分析すれば、必ずある。所得税以外に附加価値税を課せられるべき要素も含まれております。やはり固定資産税を含まれるような要素もこれはある筈なのです。そういうものが除かれて、引揚者或いは職災者の零細な事業にかつて行くといふことが、所得税の場合には私はこれは止むを得ないと思つたが、併しこの点については相當考慮せなければいかんと、こういうふうな考へておるわけでありませう。

よく御存じのことなので聊か恐縮ですが、免税点の制度と基礎控除の制度と二つございまして、何故免税点の制度をとるかといふことについて若干お話をさせていただきます。所得と、税の建前からいいますと、所得のあるところからその所得の高に応じて、言い換へれば能力に応じて負担して貰へばよろしいと思つたのでございませう。そういう意味から申しますと、租税の理想からいいますならば、單一税制がよいのではないかと思ひます。所得だけを標準にいたしまして、あらゆる所得といふものを個人に總合いたしまして、その個人の生活能力を見ながら、最低生活費は控除しながら、残つたものから所得税を納めて貰ふという制度が理想的だと思つたのでありますけれども、それではなか／＼税金の公平が確保されないといふところから、世界各國におきましては複數制をとつておるわけでありませう。所得税の外にいろいろな税種を設けてまして、そこで各方面から總合的に必要な収入を上げて行くといふふうな制度が設けられて行くわけでございます。そういう意味において所得税の場合にはその人の最低生活費はこれは考慮するといふふうな意味合いにおいては、基礎控除の制度が設けられております。現在の我が國の所得税の基礎控除についていろいろ問題がございませうが、とにかく二万五千円だけは所得額から引下げて、残つたものに対して一定の税率を掛けまして、所得税を求めて頂くわけでありませう。ところが免税点の制度は、この基礎控除の制度とは趣旨は少し違つておりまして、余り零細なものにつきましては、一々課税いたして参りましたので

は手数料が非常に高くなるというふうな問題がございまして、そういう意味合いにおいて元来免税点の制度が生れて来ております。従つて一定額以下のものにつきましては全然課税しない。その代りその額を超えたものに對しては根拠から課税して行くというふうな方針をとつて行つてございまして、決して免税点を超えたものに對しては、免税点の額だけを控除するわけではございせん。根拠から課税して行つて行つて、何故ぞうするかと言いますと、あらゆるものを捕まへてしまつて、これに課税して行くわけでありまして、みんな基礎控除的な考え方を持つて参りますと、一つの事業にしかやらないのではなくて、いろいろなところから所得を得ている人につきまして基礎控除の額が非常に沢山になりまして、半面に又ある一つのところからしか所得を得ていない人には基礎控除の額は一つでありまして、非常に苛酷になつて来る。こういうふうな不合理を生じて参るわけでありまして、そこで免税点の制度なるものが基礎控除とは違つて行つて行つて、まあ成るだけ低いところに決めながら無理のないようにそれ／＼の税源を捕捉して行きたい、こういう考え方をとつて行つて行つて、いろいろ／＼なところから税源を求めて参るわけでございますので、個々につきまして基礎控除の額を控えて参りますと、五つも六つも／＼のところから所得を得ている人については、それ／＼／＼について仮に免税点以下の額でありまして、合計しますと相当大きな額になるだろうと思ひます。そういういたしますと、相当の所得が漏れて行くことになる

りまして、他の人々と不均衡になつて来る。こういうことになつて参るわけでありまして、基礎控除制度というものと免税点制度の違つて行つて行つての点は石川さんには大変失礼であつたと思ひますけれども、是非御了承願ひたいと思ひます。そういう問題を離れましてこの附加価値税の免税点の九万円という額は大体自家労働でやつてゐる人達に對しましては所得額と似たりよつたりなものでございまして、決して我々は低い額ではないというふうなことを考へて行つて行つて、余りこれを高くいたしましては、その附加価値税額以上の人が根拠から課税されるわけでありまして、そうしますと仮に九万円といたしましても四割であります。そうすると年額で三千六百円でありまして、三千六百円未満の人は零である。ところが九万一千円になつてしまつたら直ぐに三千七百円課税される、こういうことになりまして、開きが大き過ぎるのであります。これではどうもお互い事業をやつておりながら隣りの人は殆んど附加価値税がかからないのに、自分は少し上だといふので三千七百円かかつて来る、こういうことになりまして、これが附加価値税の免税点をもつと上げました場合には、隣の人が課税されないのに、自分は五千円かかつて来る、或いは七千円かかつて来る、その辺の均衡の問題も考慮して行かなければならぬのじやないか、かような考え方をいたして参ります。

○石川清一君 私もどの程度のものに九万円かかるかといふことくらいは百も承知しております。これが引上げになつてもどの程度の人が非課税対象になるかといふことくらいはよく分つておるわけでありまして、それは奥野さんよりもよく分つておるつもりでございまして。だから私は申上げるのであります。ただ感情的に申上げますと、一昨日本、家屋税の場合に、当然国の家屋でも大臣高官級が支拂うのだというときに口を揃して語らなかつたというあの氣持に對しまして、私は引揚者その他被災者のために言わざるを得ないわけでありまして、これは当然公平に負担すべきものだ、国の恩恵を蒙ることによつて受取る場合は当然私はこれは負担しなければいかんという原則が、この非課税の人々と同じように全部の人に課税しなければならぬといふ点を申上げてこれを強く主張したわけでありまして。

○政府委員(小野哲君) 石川さんからお話がございました中に、被災者であるとか或いは引揚者で困つておる方々の点にお触れになつたと思つておりますが、これは勿論免税点の問題について御意見が出ることは御尤もと思ひますが、同時にこれらの方々の生活の実態を捉えまして、減免の措置を講ずる途がございまして、地方団体におきましては運用に當りましてこれらの点は十分に考慮していいのではないかと、又考慮することを期待しておる次第でございまして。

○委員長(岡本愛祐君) 第二款、外に御質問ございせんか。それでは第三款に移ります。申告納付並びに更正及び決定。

○政府委員(鈴木俊一君) 第三款は、納付の手續について規定をしてあるわけでございますが、第三十五條は法人の場合の附加価値税の申告納付の規定であります。これは大體の考え方とい

たしましては、先ず事業年度が六ヶ月を超えようとする法人につきましては、概算納付を一応いたしてございまして、そうして後から申告納付をして概算納付しただけを差引いて納める、こういう形になつておるわけでありまして。個人の場合は五月十日に概算納付をいたしまして、後から最終の申告納税をする、こういう建前でおる次第でございます。先ず第三十五條の法人の申告納付でございますが、これは各事業年度終了の日から二ヶ月前に申告納付しなければならぬ。これが原則でございます。申告納付をとりましたゆゑんといつたしましては、やはり附加価値税の捕まへといふことは、單一的に徴税の当局が徴税令書等によつて決めてかかるというのとは適當でない。やはり納税者の側の協力を得て納税者の申告を基礎にしてやつた方が新しい税でもございまして、よりよく附加価値税が把握できるであらうといふことと、又全体といたしまして、国税におきましてはすでに申告納付の制度があるわけでございますが、これに對しては、御批判はございまして、しようけれども、やはり何と申しますか民主的な徴税の方法を地方税に對してもとにかくこういうふうな新しい税から取入れて行くといふことにやはり考慮すべきものがあるかと存じまして、申告納付の制度をつた次第でございまして。第二項はその合併の場合の特例の規定でございます。第三項は今の申告納付をいたすわけでございますが、その際に徴税当局において必要といたします各種の資料、計算書といふものを添附し提出して貰ふといふことでありまして、それから申告納付はこの

第四項にございまして、先ず事業年度が六ヶ月を超えようとするものは概算納付をして行つて行つて、内拂いをして行つて行つて、それを差引いたものを申告納付の際に納めるわけでありまして。

それから第三十六條は法人の附加価値税の概算納付でございまして、事業年度が六ヶ月未満のものはいきなり申告納付で参るのですが、六ヶ月を超えまするものにつきましては、先ず概算納付を事業年度開始の日から六ヶ月を経過した後一月前に行なうわけでございます。その際納めまする額といふものは、前事業年度の附加価値税を一応標準にいたしまして、その一ヶ月分を出しまして、その六倍の額といふものを附加価値税額として概算納付をするといふこととあります。この概算納付は予定申告といふような国税の制度と違ひまして、これは納めて参りましたものをそのまま取つて更正とか決定とかいふようなことは概算納付についてはございせん。従つて言い換へれば税額の内拂いといふような感じが持つのでございまして。この三十六條の第一項の但書は、前年の附加価値税を基礎にして納めることは如何にも酷である。当該年度におきましては、前年の附加価値税の半分くらいになつてしまつておるといふ事実を証明いたしますならば、その場合におきましては、その年度におきまする實際の附加価値税額もやはり概算決定をいたしまして、それを課税標準として納付する、こういうことになつて行つて行つて、そういうふうな前年の附加価値税額によらないといふ場合におきましては、やはり一定の書類を

法人なり個人なりの、概算納付或いは申告納付の制度によつておるわけでございまして、ただ違ひます点は、それぞれ当該の事業をやつておる個人なり法人なりに、それ／＼各関係府県ごとに附加価値額を定めまして、その額を算定して、申告納付したり、概算納付をしたりするわけでございまして。尚後程申し上げますように、この場合におきましては主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に特別の法律上の地位を與えておるもので、この者に対しては資料を提出いたしますと共に、又財政委員会に対してこれを提出するようになつておるのでございまして。財政委員会が、更正決定或いは異議の申立に対する決定の場合におきまして指示をいたしますので、そういうような関係で、これは財政委員会に対して、主たる道府県知事に提出した書類の写を提出させるということになつておるのであります。

第三項は、個人なり法人なりが二府県以上に跨りまして附加価値額の分割をいたしまする場合の基準を書いたわけでございまして、これには二通りあるわけでございまして。一つは製造業、電気供給業、ガス供給業、自動車道事業、運河業、さん橋業、船舶でいけい、場業及び貨物陸揚場業というやうな、非常に価値の多い固定資産を中心にして、附加価値額の半分を固定資産の価値で分けて、残り半分を給與額に按分をして分ける。この二つの標準によりまして、各府県別の附加価値額を分割して出すのでございまして、ここに述べました固定資産の価値が、それ程大きくない

その他の一般の事業に關しましては、これは従業者の給與額だけに按分をいたしましたので、各関係府県の附加価値額を出すのでございまして。尚按分の基準になりますところの固定資産の価値或いは給與額は、どういふ時期のものを押えるのかという点を規定いたしましたのが、四項と五項でございまして。それから第五十五條は「二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う場合の申告納付に關する更正又は決定」でございまして、以上の方法によりまして各事業者の方から分割をいたしまして概算納付をし、申告納付をするわけでございまして、申告納付の額が、更正又は決定を要する場合があるわけでございまして。その場合の更正決定は主たる事務所所在地の道府県知事が行うことになりまして、尚主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事は自分だけで勝手にやれませんので、必ず地方財政委員会の指示に基づいて更正決定をしなければならぬといふのが五十五條の第一項の趣旨でございまして。各府県間の附加価値額の按分に誤りなきを期するがために中央の地方財政委員会の機構をとおすという趣旨でございまして。尚二項以下におきましては、その主たる事務所所在地の道府県知事がこの更正決定をいたします場合の手続並びに期間等を書き上げておる次第でございまして。六項までいづれも同様でございまして、第六項におきましては、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事が今の更正決定につきまして地方財政委員会から指示を受けまして、そうして附加価値額の総額なり或いは関係府県に分割された附加価値額を更正決定をした場合

におきましては、関係の知事にこれを通知すると共に、地方財政委員会に報告をするといふことを念のために規定してあります。

第五十六條であります。これは地方財政委員会が今申上げましたように二府県以上に亘つて事業所又は事務所を持ちます事業につきましては、その附加価値額の分割につきましては、更正決定の権限を持つておりますので、そのためには実地に亘つて質問検査をする必要を生じますので、地方財政委員会の事務局の職員に対して質問検査権を與えたのであります。この規定の内容は今までもたび／＼ございまして質問検査権と同じ内容でございまして、第五十七條はそれに関する罪の規定でございまして。

○委員長(岡本愛祐君) 以上第三款について御質疑を願ひます。(進行と呼ぶ者あり) ございせんか。それでは第四款に進めます。第四款、更正、決定等に関する救済。

○政府委員(鈴木俊一君) 第五十八條は違法又は錯誤に係る附加価値税に關する更正、決定又は過少申告加算金の決定等の救済でございまして、申告納付の更正、決定又は加算金の決定の通知を受けた者は三十日以内に知事に対して異議の申立ができるというところであります。尚二府県以上に亘つて事業を行なつておる者につきましては、主たる事務所所在地の道府県知事に異議の申立をすることができ、こゝういふものであります。その後の手続は一般の手続と同様でございまして、ただ第五項に書いてございまして、二府県以上に亘つて事務所又

は事業所を設けて事業を行なう場合におきましては、その異議の決定を主たる事務所所在地の知事がいたします場合におきましては、必ず地方財政委員会の指示を受けて、その指示に従つてやらなければならぬということが書いてございまして。これは更正決定について地方財政委員会の自治権を認めたのと同じ趣旨でございまして。尚この決定につきまして不服がある場合には裁判所に訴へることができるのが念のため第九項に書いてございまして。

それから第五款の督促及び滞納処分でございますが、これは従来いふ／＼御説明申上げましたやうな督促及び滞納処分に関する手続及び罰の規定と全く同様でございまして、特に申上げることはございせん。

それからついでに第六款の犯罪取締、これも今まで申上げましたと同じでございまして、直接国税に關する犯罪事件と同様に考へております。

○委員長(岡本愛祐君) 四款乃至六款につきまして御質疑ございせんか。それでは進行いたします。第七款、経過措置の説明を求めます。

○政府委員(鈴木俊一君) 第七款は経過措置に關する規定でございまして、この点は衆議院におきまして更に附加価値税を一年延期するといふ意味の修正がございましたので、七十條はこれは昭和二十七年の一月一日の属する年度分から附加価値税を行うというやうに相成つております。個人が行う場合におきましては二十七年の一月一日から適用するわけでございまして。

第七十一條は附加価値税の特例でございまして、この点も衆議院におきまして修正のございました点でござい

す。ここに書いてございましては事業税と附加価値税とが入れ替りする際の経過措置でございまして、二十七年の一月一日の属する事業年度につきましては一月一日からその年度の終了の日までの間は附加価値税を今まで申上げましたやうな方法で計算をして算定をし税額を出すのでございまして、二十七年の一月一日の属する事業年度の分、即ち二十六年の十二月三十一日以前の分でございまして、その場合につきましては事業税の税額を出すわけでございまして、それを附加価値税といふ名におきまして一緒に納めます。従つて昭和二十七年一月一日の属する事業年度につきましては前半の方は事業税、後半の方が本當の附加価値税といふことでございまして、この二つの額を合せましたものを納めて貰う。こゝういふ経過的の規定でございまして。尚こゝに電気供給業、或いはガス供給業につきましての前半の事業税の算定についての経過規定がございするが、これは別途新たに書き加えました。最後の二十五年度及び六年度において課する事業税、及び特別所得税の章、第六章に別に書き加えましたので、ここからは衆議院の修正において、二項、三項は今の事業税の額なり、或いは附加価値税の額の算定の期間を特に明確にした額の算定方法を書いたわけでございまして。この点もやはり衆議院の方で期間につきましての修正を加えました次第であります。

第七十二條でございまして、この点はそれ／＼二十六年といふのがいづれも二十七年になつておりまして、その部

分の修正がやはり衆議院の方からなされております。

ここで第七十四條の一番最後の條文でございますが、これにつきましては、

い、前国会以来御議論があつたところと存じますが、附加価値の業

態の中におきまして、金融業並びに運送業及び倉庫業の附加価値に対する附加価値の課税標準とすべき附加価値額に限りまして特にここに一定率の附加価値の計算をすることにいたして

ございます。これは金融業等につきましては附加価値の計算の方法につきまして、特に総売上金額或いは特定の支出金額の概念の上で先程御説明申し上げました通りでございます。差引

けは出て来るわけでございますけれども、大體全金融業の数字を調査いたしまして、それによつての一応の金額を出したわけでございます。銀行業、無

盡業、信託業、保険業につきましてもそれ、そういう計算をいたした次第でございまして、総売上金額に一定の率を掛けてある次第であります。向運

送業と倉庫業でございますが、これは現在運送業につきましては、鉄道軌道等につきましまして現在の事業税の中にも

特にこれは外形標準によることにいたしております。一定の収入金額に対する比率でこれを算定をいたしておりますが、そういうようなことがござ

います。向この運送業なり倉庫業は非常に人件費が多ございまして、そ

ういうような関係から附加価値の率が高の業態に比較いたしまして比較的高いのでござい

ます。そういふ見地からこの附加価値適用の第一年度におきましては、負担の軽減をも或る程度緩和するといふ趣旨から各全体の事業の

平均的な附加価値率を算定をいたしまして、これを若干調整をし緩和する、こういう考え方で一定の附加価値率を規定いたしました次第であります。

○委員長(岡本愛祐君) 只今の第七款経過措置について御質問願います。

○小笠原三男君 岡野長官は再三の御答弁でこの案は現在のところ最善の案であると話されたのでありますが、衆議院での修正以後においても検討を加えるやの答弁も何回かあつたのであります。二年間延期の間に、附加価値税そのものに対して検討を加え、修正法案を出しになるような御考

えが現在においてありになるかお伺いします。

○國務大臣(岡野清彦君) 小笠原委員の質問にお答えします。これはたびたび申し上げたように、政府といたしましては小笠原さんがおっしゃつたように最良の案として提出したものでござい

ますが、併し過去衆議院においての議論並びにこの参議院における御議論をいろいろ拜聴いたしまして、考えなければならぬという点も一、二気付いておりますから、よく検討いたしまして、将来これに対して検討の結果修正を出すという考えが出ましたら修正も出します。こういう考えでおります。

○委員長(岡本愛祐君) 外に御質疑ございせんか。(なしと呼ぶ者あり) それでは附加価値税は大體これで逐條審議を終ります。

○委員長(岡本愛祐君) 次に公報に出しておりますが、この際地方関係に関する諸願を一応お願いいたしたいと思

います。この公報に書いてありますのは少し漏れておりますので、第八国会の諸願、陳情、これを御覽下さいまして、地方関係のものだけをお願いいたしたいと思ひます。第七国会におきましては、地方税に関する諸願陳情は皆留保に大體いたしましたので、一応殖えております。文書表を御覽下さいれば分りますけれども、一応専門員の説明をさせます。

それではこの諸願、陳情をお願いすることになります。先ず最初諸願四百二二号。

○専門員(福永興一郎君) お手許に謄写版で刷りまして第八国会諸願、陳情、諸願、陳情の五十二件を大體種類別に分けて、同じ種類のものは一所にかためてお目にかけるようになっておりますから、それによつて御覽を頂きたいと思ひます。

先ず諸願の第四百二二号、土石採取業を附加価値税第二種に指定の諸願これは香川県高松市の黒原君からの諸願でありまして、紹介議員は松本昇、寺尾豊の御両君であります。内容は土石採取業は、附加価値税の第一種に指定されておりますが、これでは自家努力による零細業者の堪えないところであるから、自家努力による石材採取業は水産業と同様これを第二種に指定せられたいという趣旨のものであります。

○委員長(岡本愛祐君) これに対する小野政務次官の答弁を願います。

○政府委員(小野哲君) 土石採取業は、農業、林業等とは勿論趣を異にしておりますし、水産業とも性質を異にしておりますので、政府としてはやはり第一種事業として指定することが適當である、かように考えております。

○委員長(岡本愛祐君) 一応ずつと説明を願います。

次は諸願六十一号、旅館に対する地方税減免の諸願。

○専門員(福永興一郎君) 諸願第六十一号は全国旅館連合会の浜田次郎君からの諸願であります。即ち旅館に対する地方税減免の諸願であります。旅館に対し、旅館の公共的な性質に鑑みて、固定資産税、附加価値税、遊興飲食税等の地方税を減免して頂きたい、こういう趣旨のものであります。

○委員長(岡本愛祐君) 次はトラクに対する自動車税軽減等の諸願。

○専門員(福永興一郎君) 諸願第六十八号以下百六十五号、二百一十一号その他そこに掲げてございます二十四件は、いずれもトラクに対する自動車税の軽減を諸願するものであります。トラク業の公益性と社会的重要性に鑑みまして営業用トラクに対する標準自動車税率を普通車一十年額五千円程度として頂きたい。次に地方税法から自動車税の完納証票に関する條項を削除して頂きたい。その他トラクに対する自動車税軽減のための対策を講じて頂きたいという趣旨のものであります。先に申し上げました二十四件、トラクに対する自動車税の軽減に関する同一内容のものでござい

ます。

○委員長(岡本愛祐君) 次は狩猟者税。

○専門員(福永興一郎君) 諸願第三号狩猟者税撤廃に関する諸願、広島県比婆郡正原町錦織重君の諸願であります。内容は、狩猟は農林産業の健全な発達を期する行為であつて、高尚な自己訓育であり、その行為が所得を伴うものでないものである。然るに現在狩猟者に対して高率の狩猟者税が課せられてゐるのは極めて不合理と思われるから狩猟者税を撤廃して手数料及び分担金制度を実施して頂きたい。かような趣旨のものであります。

○委員長(岡本愛祐君) 次は固定資産税に関する陳情。

○専門員(福永興一郎君) 陳情第四十四号は千葉県木更津市の木更津水道株式会社社長石川爲千代君からの陳情であります。内容といたしましては、公營でない特殊企業による水道事業に対する固定資産税を減免して頂きたいという趣旨のものであります。

それから諸願三百九十八号は日本私鉄労働組合関東地方連合会の加藤弘君からの諸願であります。紹介議員は小笠原三男君であります。即ち私鉄事業は国民生活に密接な関係を持つ公益事業であるが、国鉄に対して固定資産税が免除されてゐるという事情等とも考え併せて、私鉄に対する固定資産税、住民税その他一切の課税を国鉄同様に減免して頂きたいという内容のものでござい

ます。

○小笠原三男君 私審議の手続はよく分らんですが、件名だけ全部読んで提案して頂いて、そして必要部分について質疑する点があつたら質疑をしますので、それでもう議題に載つたことにして進行するようにできないものですか。

○委員長(岡本愛祐君) 一応趣旨だけ聞いて頂いて……諸願、陳情ですからそういうことに御手抱願います。

○専門員(福永興一郎君) できるだけ簡潔にやります。

次は諸願第四十五号、それから諸願

第六十七号、この二つは地方税法案中土地家屋に対する固定資産税に対しては社会の輿情に即しない不合理な点が多く、土地家屋の所有者に過重なる負担をかけることになるから、課税標準や税率等について軽減の措置を講じて頂きたい、かような趣旨のものでござい

ます。
○委員長(岡本愛祐君) 電気、ガス税に課税するものでありまして、即ち請願第二百五十三号は、碎木パルプ工業に対する電気、ガス税の減免を考へて頂きたいというもので、それから二百五十四号は、電気、ガス税に特例を設けて課税、非課税の差別的取扱をするとは面白くないから、電気、ガスの課税、非課税の業種別を撤廃し、若し存置するにしてもその税率を五パーセントに引下げて、均等に電気事業者全部に課税して頂きたい、こ

う趣旨のものであります。
それから次は第三百六十一号、同じく電気、ガス税に関するものでありまして、電気、ガス事業の範囲に「カリ塩ソーダ塩類等」を追加すること、および同法第四百八十六條を「ガス事業法の適用を受けるガス事業者(自家用ガスを製造取給規則に規定する準用事業者を除く)の製造するガスに限る」というふうな修正して頂きたいという趣旨のものでござい

ます。
○委員長(岡本愛祐君) 木材引取税。
○専門員(福永興一君) 請願第二百八十一号は、山林の保護と林業及び木材振興のために、木材引取税は撤廃し、立木伐採税、イカダ流税、水利地益税、土地利用税等の目的税及び林産物移出税、その他の税と同性質の検査手数料等の法定外独立税の撤廃等、山林の地方税制に関する負担の軽減を図つて頂きたいという趣旨のものでござ

います。
○委員長(岡本愛祐君) 以上が第八国会における当委員会の受けました地方税法案関係の陳情請願であります。これは如何に取扱ひしようか。第七国会におきましては、こういう同種のものが出まして、当委員会におきましては、ずつと継続して審査すべきものである、こういう立場から留保にいたしました。さういふ、同様な取扱ひにして如何でござい

ますようか。
○吉川末次郎君 非常に採択不採択を決定するということは困難な問題ではないかと思ひますので、委員長の見解通り留保することが妥当ではないかと考えます。
○委員長(岡本愛祐君) 御異議ございませ

んか。
○委員長(岡本愛祐君) 御異議ございませんか。
○委員長(岡本愛祐君) 御異議ございませんか。
○委員長(岡本愛祐君) 御異議ございませんか。
○委員長(岡本愛祐君) 御異議ございませんか。

○委員長(岡本愛祐君) 御異議ございませんか。
○委員長(岡本愛祐君) 御異議ございませんか。
○委員長(岡本愛祐君) 御異議ございませんか。
○委員長(岡本愛祐君) 御異議ございませんか。

生ずる虞れがあるから、速かに本法律案の通過成立を図りたいという趣旨のものでござい

ます。外四件の請願、一件の陳情も同趣旨のものでござい

ます。
○吉川末次郎君 地方自治体の要求といたしましては、全く尤もな要求であり、当然国会といたしましてはその趣旨に副うて我々は行動をしなければならぬ問題と考へますので、採択して内閣には送付しないものにいたしたいと考へます。
○委員長(岡本愛祐君) 御異議ございませ

んか。
○委員長(岡本愛祐君) 御異議ございませんか。
○委員長(岡本愛祐君) 御異議ございませんか。
○委員長(岡本愛祐君) 御異議ございませんか。

○委員長(岡本愛祐君) 御異議ございませんか。
○委員長(岡本愛祐君) 御異議ございませんか。
○委員長(岡本愛祐君) 御異議ございませんか。
○委員長(岡本愛祐君) 御異議ございませんか。

○委員長(岡本愛祐君) 御異議ございませんか。
○委員長(岡本愛祐君) 御異議ございませんか。
○委員長(岡本愛祐君) 御異議ございませんか。
○委員長(岡本愛祐君) 御異議ございませんか。

○委員長(岡本愛祐君) 御異議ございませんか。
○委員長(岡本愛祐君) 御異議ございませんか。
○委員長(岡本愛祐君) 御異議ございませんか。
○委員長(岡本愛祐君) 御異議ございませんか。

○委員長(岡本愛祐君) 御異議ございませんか。
○委員長(岡本愛祐君) 御異議ございませんか。
○委員長(岡本愛祐君) 御異議ございませんか。
○委員長(岡本愛祐君) 御異議ございませんか。

る人でありませうか。
○専門員(福永興一君) 宮城県根白石村長尾吉君外一名と書いてあります。

○委員長(岡本愛祐君) 申し上げますが、紹介議員は橋本萬右衛門君であります。

○吉川末次郎君 こういう地方の境界の問題につきましては、その実情を熟知しないと早急に判断を下すことは困難かと思ひます。それでまづさういふことを中心といたしまして地方において紛争を来たしてあることもあるので、我々が輕率なる判定をいたしますときはその渦中に投じて、更に問題を大きくする憂のある場合もなきにしもあらずでありますから、この問題は更に調査を常任委員会の専門員を中心として貰うということにいたしましたし、この際は留保するようにするのが妥当ではないかと考へます。

○委員長(岡本愛祐君) 只今吉川君から留保の御意見がありました、御異議ございませんか。
○委員長(岡本愛祐君) 御異議ございませんか。
○委員長(岡本愛祐君) 御異議ございませんか。
○委員長(岡本愛祐君) 御異議ございませんか。

○委員長(岡本愛祐君) 御異議ございませんか。
○委員長(岡本愛祐君) 御異議ございませんか。
○委員長(岡本愛祐君) 御異議ございませんか。
○委員長(岡本愛祐君) 御異議ございませんか。

○委員長(岡本愛祐君) 御異議ございませんか。
○委員長(岡本愛祐君) 御異議ございませんか。
○委員長(岡本愛祐君) 御異議ございませんか。
○委員長(岡本愛祐君) 御異議ございませんか。

○委員長(岡本愛祐君) 御異議ございませんか。
○委員長(岡本愛祐君) 御異議ございませんか。
○委員長(岡本愛祐君) 御異議ございませんか。
○委員長(岡本愛祐君) 御異議ございませんか。

○委員長(岡本愛祐君) 御異議ございませんか。
○委員長(岡本愛祐君) 御異議ございませんか。
○委員長(岡本愛祐君) 御異議ございませんか。
○委員長(岡本愛祐君) 御異議ございませんか。

委員
理事
岡本 愛祐君
吉川末次郎君
竹中 七郎君
石村 幸作君
岩澤 忠恭君
高橋進太郎君
安井 謙君

請願者 愛知県刈谷市大字刈谷

字八丁南三三三三興運輸
株式会社取締役社長

藤井清七

紹介議員 竹中 七郎君

この請願の趣旨は、第一六五号と同じ
である。

第三二二号 昭和二十五年七月二十
日受理

この請願の趣旨は、第一六五号と同じ
である。

請願者 宮城県仙台市東三番丁
二宮城興貨物自動車
運送同業組合内 菅原
勝雄外二名

紹介議員 高橋進太郎君

この請願の趣旨は、第一六五号と同じ
である。

第三八四号 昭和二十五年七月二十
日受理

この請願の趣旨は、第一六五号と同じ
である。

請願者 名古屋市中川区広川町
四ノ一愛知味噌醤油油
運輸株式会社取締役社長
長 中村正司

紹介議員 山内 卓郎君

この請願の趣旨は、第一六五号と同じ
である。

第三八五号 昭和二十五年七月二十
日受理

この請願の趣旨は、第一六五号と同じ
である。

請願者 福島県若松市本六日町
五会津合同貨物自動車
株式会社取締役社長
鈴木善九郎外三名

紹介議員 油井賢太郎君

この請願の趣旨は、第一六五号と同じ
である。

第三八六号 昭和二十五年七月二十
日受理

この請願の趣旨は、第一六五号と同じ
である。

請願者 徳島市南内町一ノ一
徳島陸運株式会社取締役
役社長 庄野祐吉外三
名

紹介議員 高木 正夫君

この請願の趣旨は、第一六五号と同じ
である。

第三九五号 昭和二十五年七月二十
日受理

この請願の趣旨は、第一六五号と同じ
である。

請願者 愛知県中島郡今伊勢町
大字本神戸宇河原一蘇
東運輸株式会社取締役
社長 千田憲三

紹介議員 小酒井義男君

この請願の趣旨は、第一六五号と同じ
である。

第三九六号 昭和二十五年七月二十
日受理

この請願の趣旨は、第一六五号と同じ
である。

請願者 名古屋市中川区富船町
四ノ一ノ二名古屋貨物
自動車運輸株式会社取締
役社長 板橋清蔵

紹介議員 栗山 良夫君

この請願の趣旨は、第一六五号と同じ
である。

第四七五号 昭和二十五年七月二十
日受理

この請願の趣旨は、第一六五号と同じ
である。

請願者 埼玉県川口市青木町一
ノ四五埼玉運輸株式会
社取締役社長 藤田均
平

紹介議員 松永 義雄君

この請願の趣旨は、第一六五号と同じ
である。

第四七六号 昭和二十五年七月二十
日受理

この請願の趣旨は、第一六五号と同じ
である。

請願者 山口市大字上宇野合三
四七ノ四山口県トラッ
ク協会内 市木万四
中川 以良君

紹介議員 中川 以良君

この請願の趣旨は、第一六五号と同じ
である。

第四七七号 昭和二十五年七月二十
日受理

この請願の趣旨は、第一六五号と同じ
である。

請願者 長野市三輪武井一、三
〇三長野貨物自動車株
式会社取締役社長 滝
沢幸高

紹介議員 池田宇右衛門君

この請願の趣旨は、第一六五号と同じ
である。

第四七八号 昭和二十五年七月二十
日受理

この請願の趣旨は、第一六五号と同じ
である。

請願者 京都市上京区釜座通九
太町上ル京都府貨物自
動車運送協会内 高田
新吉

紹介議員 大野木秀次郎君 滝井
治三郎君 愛知 換一
君

この請願の趣旨は、第一六五号と同じ
である。

第四七九号 昭和二十五年七月二十
日受理

この請願の趣旨は、第一六五号と同じ
である。

請願者 福島県白河市宇野内四
〇白河貨物自動車運送
株式会社取締役社長
関根勝治

紹介議員 石原幹一郎君 木村
守江君

この請願の趣旨は、第一六五号と同じ
である。

第四八〇号 昭和二十五年七月二十
日受理

この請願の趣旨は、第一六五号と同じ
である。

請願者 茨城県水戸市大町五三
九茨城県公益トラッ
ク協会内 島津三郎

紹介議員 郡 祐一君

この請願の趣旨は、第一六五号と同じ
である。

第四八一号 昭和二十五年七月二十
日受理

この請願の趣旨は、第一六五号と同じ
である。

請願者 兵庫県豊岡市大開通一
七〇但馬貨物自動車株
式会社取締役社長 森
弘義外一名

紹介議員 赤木 正雄君

この請願の趣旨は、第一六五号と同じ
である。

第二五二号 昭和二十五年七月十八
日受理

地方税法成立促進に関する請願
請願者 静岡県沼津市議会議長
小西川和男

紹介議員 平岡 市三君

地方税法成立促進のため、地方
財政に重大な支障をきたしているが、
政府は応急処置として平衡交付金の繰
上支給と預金部資金の融資を考慮して
いるが、現在の状態が続くことは、地
方行政の運営に重大な支障を與え、一
方後半期において今年度分の徴税を確
保することは困難であるから、すみや
かに地方税法の成立を実現せられた
ことの請願。

第二八六号 昭和二十五年七月十九
日受理

地方税法成立促進に関する請願
請願者 神奈川県横浜市長 上
條勝外五名

紹介議員 石原幹一郎君

シャウプ勧告に基く改正地方税法
案が、前国会において廃案となつたた
め、地方財政は重大な危機に直面して
おり、平衡交付金の繰上げ交付、預金
部資金の融資等によつて運営している
が、このままでは容易ならぬ事態の現
出を予想されるから、八月一日より実

施設できるよう地方税法案の早期成立を
図りたいとの請願。

第三三八号 昭和二十五年七月二十
日受理
地方税法成立促進に関する請願
請願者 岩手県議会議長 村上
順平

紹介議員 川村 松助君
地方税法案は、第七国会において遂に
不成立となり、地方財政は空白時代を
招来し、財源の不確定に基因して事業
の実施を相当制限するの余儀なきに至
り、地方の実情は右法案の成立遅延に
より財政経理資金にも事欠き重大なる
危機に直面しているから、地方税法案
のすみやかなる成立を期せられると
も、平衡交付金の交付はもち論、政
府資金の無利子貸與等の処置を採られ
たいとの請願。

第三九二号 昭和二十五年七月二十
日受理
地方税法成立促進に関する請願
請願者 茨城県議会議長 島津
三郎

紹介議員 菊田 七平君
この請願の趣旨は、第三三九号と同じ
である。

第二五三号 昭和二十五年七月十八
日受理
碎木パルプ工業に対する電気ガス税免
除の請願
請願者 東京都中央区日本橋人
形町三ノ二パルプ工業
会 金井滋直

紹介議員 平岡 市三君
今次国会に提出された地方税法案によ
れば、石炭、鉄鋼、化学肥料等十六品
種の製造、掘採、採取に使用する電気

に対しては、電気ガス税を課さない
規定しているが、碎木パルプは新聞用
紙その他の下級紙の主要原料であり、
しかも原備構成における電力費は非常
に高率を占め、かつ電力は不可欠の原
料であるから、本工業に対する電気ガ
ス税を免除せられたいとの請願。

第二五四号 昭和二十五年七月十八
日受理
電気ガス税の課税差別撤廃および税率
軽減に関する請願
請願者 東京都中央区日本橋人
形町三ノ二パルプ連
合内 佐藤賢治

紹介議員 平岡 市三君
地方税法案中、(一)電気ガス税に特例
を設け課税非課税の差別的取扱をする
ことは、日本経済自立の基本政策に反
し、またこれらの区別は事実上不能で
あるばかりでなく重要資源である電力
を多量に消費する事業を保護する理由
はないから、電気ガス税の課税非課税
の差別的取扱を撤廃し、(二)産業開港の根
幹をなす電力に課税することは不合理
であるから、電気税は撤廃されるべき
であるが、もし本税を存置する場合に
も課税非課税の差別を撤廃してその負
担は電気使用者全部に均等ならしめ、
その税率を五パーセントに引き下げら
れたいとの請願。

第二八一号 昭和二十五年七月十九
日受理
山林の地方税制に関する請願
請願者 大阪市阿倍野区旭町三
ノ一〇近畿林業懇談会
内 清水源

紹介議員 三浦 辰雄君
山林関係の地方税中、山林の保護と林

業および木材業振興のため、(一)木材
引取税の撤廃、(二)立木伐採税、イカ
ダ流税、水利地益税、土地利用税等の
目的税および林産物移出税、その他の
税と同性質の検査手数料等の法定外独
立税の撤廃等の処置を採られたいとの
請願。

第二八七号 昭和二十五年七月十九
日受理
地方税法案中一部修正に関する請願
請願者 北海道網走支庁内北海
道網走支庁管内町村会
内 近野吉次

紹介議員 鈴木 直人君
地方財政の事態に即し、住民の負担を
均衡にし、地方自治の円滑を期するた
めに、(一)地方財政の自主自立性を付
與すること、(二)町村民税の負担衡平
を図ること、(三)固定資産税の課税標
準を算定するに当り現行貸賃価格を修
正した評定貸賃価格を設けて実施す
ること、(四)固定資産税の免税点は本年
度限り一万円未満とすること、(五)
木材引取税の課税標準は従来通り容積
を用いること、(六)法定独立税の新設
および変更については許可を不要とす
ること、(七)電気ガス税および木材引
取税、鋳造税、入場税は市町村税とす
ること等につき地方税法案を修正せら
れたいとの請願。

第三六二号 昭和二十五年七月二十
日受理
地方税法案中一部修正に関する請願
請願者 東京都千代田区霞関三
ノ四日本化学工業協会
内 原安三郎

紹介議員 入交 太蔵君 長島
銀藏君
地方税の改正に際しては、現在の鋳業
政策を考慮されて、鋳山道路のように
公共の用に供するものおよび沈でん
池、廃石置場施設のように社会保安上

地方税改正法案の電気ガス税中、電気
ガス税の非課税の範囲が規定せられて
いるが、その挙げられた品目は業界の
常識からみて十分でないばかりでな
く、はなはだベラヌスとれていない
から、これを公平妥当にするため、同
法第四百八十九條中に電解電極工業製
品、カリ塩ソーダ塩類等を追加するこ
と、および同法第四百八十六條を「ガ
ス事業法の適用を受けるガス事業者
(自家用ガス製造取捨規則に規定する
準用事業者を除く)の製造するガスに
限る」と修正せられたいとの請願。

第四二八号 昭和二十五年七月二十
日受理
地方税法案中一部修正に関する請願
請願者 東京都港区芝橋七ノ一
二映画演劇防衛會議
内 大家忠男

紹介議員 須藤 五郎君 岩間
正男君
利益の有無にかかわらず課税される附
加価値税および固定資産税等は映画演
劇ならびに文化事業の崩壊を意味する
ものであるから、入場税、附加価値
税、固定資産税に関する一切の法案を
撤廃せられたいとの請願。

第四二九号 昭和二十五年七月二十
日受理
地方税法案中一部修正に関する請願
請願者 東京都中央区木挽町八
ノ一九ノ一日本鋳業協
会内 岡部楠男

紹介議員 小野 義夫君
地方税の改正に際しては、現在の鋳業
政策を考慮されて、鋳山道路のように
公共の用に供するものおよび沈でん
池、廃石置場施設のように社会保安上

施設せる構造物、土地等に対しては固
定資産税を免除することおよび坑内
排水等の保安に要する電力については
電気ガス税を免除せられたいとの請
願。

第四三五号 昭和二十五年七月二十
日受理
地方税法案中一部修正に関する請願
請願者 鳥取県米子市瀬町三日
本農具組合鳥取県連合
会内 足鹿寛外六十七
百二十七名

紹介議員 門田 定蔵君
地方税法案第四百十三條によると固定
資産税を課する農地の評価倍率は、自
作農創設特別措置法第六條第三項によ
る対価に二十二・五倍を乗じて得た額
となつてゐるが、現在のように生産費
を償えない米価をもつて自作収益価格
を計算すればむしろ減額するの自由な移
動を禁止されてゐる限り一般物価の値
上りに歩調を合せるような地価改正
は、地価と物価を同一視する矛盾とな
りこれによる租税負担の増は耕作放
棄の大きな要因となることが予想され
るから、農地に対しては自作収益価格
をもつて固定資産税の課税標準とせら
れたいとの請願。

第四四二号 昭和二十五年七月二十
日受理
地方税法案中一部修正に関する請願
請願者 東京都港区高輪西台町
一都営高輪アパート内
田中稔男外十名

紹介議員 岡本 愛祐君
地方税法案中、地租家屋税の使用費負
担の例外規定があるが、地租家屋税は

その本質上収益税であり、納税義務は所有権者の負担すべきもので、土地家屋は課税の客体であつて負担者ではないから、(一)地租家屋税を使用者に賦課する規定を削除すること、ならびに財政法上収益税としての地租税とくに家屋税はその使用価値によつて課税標準が異なるべきであり、公営の庶民住宅はその使用価値がいちじるしく制限されているから、(二)地租家屋税の賦課および転嫁の規定を廃除すること等地方税法案不動産税に関する規定中一部を修正せられたいとの請願。

第三七三号 昭和二十五年七月二十一日受理

木材引取税撤廃に関する請願

請願者 東京都中央区銀座六ノ

四交詢社内日本木材協

会内 稻勝正太郎外一

名

紹介議員 三浦 展雄君

木材の配給ならびに価格統制は全面的に廃止されたが、現在の極度の金繰ひつ追の結果、取引は減少し、材価の下落、資金の回収遅延のため経営は困難になり、休業業者続出の実情である。しがも現在は木材引取税の創設された当時と全く経済事情を異にし、業界に對する最大の負担となつてゐるから、木材業の健全な発達を図るために、地方税法案中木材引取税を撤廃されたいとの請願。

第三九八号 昭和二十五年七月二十一日受理

私鉄事業に對する固定資産税等減免の請願

請願者 東京都台東区永住町四

一日本私鉄労働組合關

東地方連合会内 加藤

弘

紹介議員 小酒井義男君

私鉄事業は、国民生活に密接な關係を持つ公益事業であるが、その運営は政府の政策によつて嚴重に統制されている。しかるに同じ社会的使命を有する国鉄に對しては、固定資産税が免除されてゐるにもかかわらず、私鉄に對しては高率な課税がなされ、しかも近く成立を予想される地方税法案によつて、私鉄企業の運営は重大な危機に陥るから、私鉄に對する固定資産税、住民税その他一切の課税を国鉄同様に減免せられたいとの請願。

第四〇二号 昭和二十五年七月二十一日受理

土石採取業を附加価値税第二種に指定の請願

請願者 香川県高松市内町一五

五四国石材事業協同組

合理事長 黒原廣

紹介議員 松本 昇君 寺尾

豊君

石材採取業は、附加価値税の第一種に指定せられてゐるが、これでは自家勞力による零細業者の耐えなところであるから、自家勞力による石材採取業は水産業と同様これを第二種に指定せられたいとの請願。

第四四号 昭和二十五年七月二十二日受理

特殊企業組織による水道事業に對する固定資産税減免の陳情

陳情者 千葉県木更津市木更津九

〇木更津水道株式会社取

締役社長 石川為千代

地方税法案によれば公営水道でない特殊企業組織による水道は巨額の負担を受けることになり、とくに固定資産税については今後連年にわたり多額の賦課を余儀なくされることになるが、水道事業は、特殊企業組織であつても、消火、衛生上の犧牲負担は公営水道と異なることがなく、かつ水道料金も公営水道料金と変りがない実情を考慮されて、特殊企業組織による水道事業に對する固定資産税を減免せられたいとの陳情。

昭和三十五年八月十二日印刷

昭和二十五年八月十四日發行

参議院事務局

印刷者 印刷所